

東京福祉大学大学院

2021年度 博士論文(論文博士)

論 文 題 目

「ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに関する研究—
組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー
の比較分析を中心として—」

(「Study of the ethical dilemmas of social workers and
their countermeasures -comparative analysis of
organizational and independent social workers-」)

社会福祉学研究科 博士前期課程修了・後期課程満期退
学 社会福祉学部・教育学研究科 准教授 水島 正浩

審査委員

主査 教育学博士 中島恒雄

副主査 経済学博士 伊東真理子

副査 社会福祉学博士 田中喜美子

博士論文目次

第1章 序論	5
第1節 研究の背景と目的	6
第2節 本研究の意義	9
<引用注1>	10
第2章 先行研究のレビュー	11
第1節 用語の定義	12
第1項 倫理的ジレンマ	12
(1) 「倫理的ジレンマ」の操作的定義	12
(2) 倫理的ジレンマに関する尺度の検討	12
<引用注2>	16
第2項 倫理実践認識	17
(1) 「倫理実践認識」の操作的定義	17
<引用注3>	18
(2) 倫理実践認識に関する尺度の検討	20
<引用注4>	26
第3項 倫理的ジレンマへの対処	27
(1) 「倫理的ジレンマへの対処」の操作的定義	27
(2) 倫理的ジレンマへの対処に関するインタビューガイドの検討	27
<引用注5>	28
第2節 先行研究レビュー	29
第1項 倫理的ジレンマ	29
(1) 倫理的ジレンマに関する先行研究レビュー	29
<引用注6>	34
(2) 量的調査分析における仮説	35
<引用注7>	36

第2項	倫理的ジレンマへの対処	37
(1)	倫理的ジレンマへの対処に関する先行研究レビュー	37
(2)	質的調査分析における枠組み	37
<引用注8>		40
第3項	先行研究のまとめ	41
第3章	研究の方法	43
第1節	研究方法の概要	44
<引用注9>		44
第2節	量的調査	45
第1項	量的調査の方法と分析の手順	45
第2項	量的調査の概要	46
第3節	質的調査	47
第1節	質的調査の方法と分析の手順	47
第2項	質的調査の概要	48
第4章	量的調査分析の結果	51
第1節	質問紙調査対象者の属性	52
(1)	属性に関する記述統計	52
(2)	まとめ	53
第2節	質問紙調査結果と分析（倫理的ジレンマの実態－従属変数）	56
(1)	倫理的ジレンマの実態に関する質問項目の因子分析	56
(2)	倫理的ジレンマの実践レベル毎の実態に関する平均値分析	59
第3節	質問紙調査結果と分析（倫理実践認識の実態－独立変数）	61
(1)	倫理実践認識の実態に関する質問項目の因子分析	61

(2) 倫理実践認識の実践レベル毎の実態に関する平均値分析	6 5
第4節 質問紙調査結果と分析（倫理的ジレンマの要因）	6 8
第1項 倫理的ジレンマ及び倫理実践認識の変数間の相関関係分析	6 8
(1) 倫理的ジレンマの実践レベル毎の変数間の相関関係分析	6 8
(2) 倫理実践認識の実践レベル毎の変数間の相関関係分析	6 9
第2項 倫理的ジレンマと倫理実践認識との重回帰分析	7 1
(1) 組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマと倫理実践認識に関する 重回帰分析	7 1
(2) 独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマと倫理実践認識に関する重 回帰分析	7 2
(3) まとめ	7 3
第5章 質的調査分析の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
第1節 質問紙調査(自由記述)結果と分析(倫理的ジレンマへの対処実態)	
	7 5
第1項 倫理的ジレンマへの対処に関する質的分析	7 5
第2項 まとめ	8 0
第2節 面接調査結果と分析（倫理的ジレンマへの取り組み）	8 1
第1項 組織型ソーシャルワーカーの面接調査分析(倫理的ジレンマへの対処 実態)	8 1
(1) 各実践レベルの倫理的ジレンマへの取り組み（思考と行動）	8 1
(2) まとめ	8 4
第2項 独立型ソーシャルワーカーの面接調査分析(倫理的ジレンマへの対処 実態)	8 6
(1) 各実践レベルの倫理的ジレンマへの取り組み（思考と行動）	8 6
(2) まとめ	8 8
第6章 分析結果・考察・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0

第1節 調査分析結果及び考察	9 1
第1項 質問紙調査における量的調査分析の結果及び考察	9 1
(1) 組織型ソーシャルワーカー	9 1
(2) 独立型ソーシャルワーカー	9 1
第2項 面接調査における質的調査分析の結果及び考察	9 2
(1) 組織型ソーシャルワーカー	9 2
(2) 独立型ソーシャルワーカー	9 3
第3項 量的調査分析及び質的調査分析結果の総合考察	9 3
(1) 組織型ソーシャルワーカー	9 3
(2) 独立型ソーシャルワーカー	9 4
第2節 調査分析結果の今後への活用	9 6
第1項 ソーシャルワーカーに対する倫理研修の概況	9 6
第2項 ソーシャルワーカーに対する倫理研修への活用	1 0 1
第3項 まとめ	1 0 2
第7章 研究成果・展望・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 4
第1節 研究の成果	1 0 5
第2節 研究の限界、展望	1 0 7
謝辞	1 0 8
<引用文献>	1 0 9
<参考文献>	1 1 4
<付録1 質問紙調査 調査票>	1 2 8
<付録2 質問紙調査 依頼票>	1 3 6

第 1 章 序論

第1節 研究の背景と目的

ソーシャルワーカーは、近年より地域を基盤とし、地域における多様な生活課題や制度・政策の狭間にあるニーズへのアプローチの推進役としてその役割が期待されている。その中でも地域において組織的な取り組みを行う「コミュニティ・ソーシャルワーカー（以下組織型ソーシャルワーカーと称する）」の設置推進は、全国に広がっている。2018年の全国社会福祉協議会の調査によれば、全国の市町村社会福祉協議会（1,846カ所）の中でソーシャルワーカーを配置しているのが「56.8%（専任・兼任を含む）」¹⁾であった。

しかしながら、組織型ソーシャルワーカーに関する研究では、次のような課題が指摘されている。例えば、2012年度の野村総合研究所の行った調査によれば、「能力・経験が不足している、関係する機関や住民に認知されていない」²⁾といったソーシャルワーカーそのものの質的な課題が指摘されており、啓蒙や理念浸透のための研修実施の必要性や専門職の目線・視野を変え継続的に学べる場の検討の必要性等が報告されている。

他方で、こうした先駆的な地域での実践を行うソーシャルワーカーの中には、地域に単独で社会福祉の事務所を開設して相談などの業務の役割を担っている「独立型社会福祉士（以下、独立型ソーシャルワーカーと称する）」も存在する。独立型ソーシャルワーカーは、1987年の「社会福祉士および介護福祉士法」の施行以降、さまざまな形で事業化を行う独立開業型の社会福祉士として登場するようになった。2000年6月に約20人程度であったが、特定非営利活動推進法の施行や介護保険制度の施行、成年後見制度の施行等の地域を基盤としたソーシャルワークの分野の拡大等により、2004年6月に150人となり、2019年4月に432名となった。

しかしながら、独立型ソーシャルワーカーが増加している中で、課題も指摘されている。高良（2008）によれば、低い社会的認知や個人対応の限界といった独立した事務所としての構造的な問題とともに、「日々の活動で感じる倫理的葛藤について丁寧か

つ迅速な対応が求められる」³⁾といった課題が指摘され、啓発活動やネットワークの形成、研修及びスーパービジョン体制整備などの必要性が指摘されている。こうしたことから、独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに着目する必要がある。

近年の社会情勢の変化に伴い、サービスの対象となる地域の人々の価値観の多様化や関係性の希薄化などから、孤立死をはじめとする社会的孤立の問題や多問題家族の増加と困難な事例がますます増加している。地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーの倫理的ジレンマについて、東（2012）によれば、地域のコンフリクトをはじめとする「ミクロ、メゾ、マクロの様々な場面で倫理上のジレンマに遭遇する」⁴⁾ことが指摘されている。組織型ソーシャルワーカーについては、石黒ら（2016）によれば、「組織内連携においてソーシャルワーカーには被支援者の当事者性を重視するソーシャルワークの理念と、施設経営の合理性との間に日常的なジレンマがある」⁵⁾ことが指摘されている。また、独立型ソーシャルワーカーが経験するジレンマとしては、小川（2011）によって「アイデンティティの揺らぎを引き起こしていることや組織との溝や対立を深めている」⁶⁾ことが指摘されている。

ソーシャルワークの実践を行うためには、その「価値を具体化した倫理を遵守する責任があるが、すべての倫理責任を同時に果たすことが困難な場合がある。このように複数の相反する倫理責任が存在し、そのどれもが重要だと考えられる場合に倫理的ジレンマが生じる」（社会福祉学辞典、2014）⁷⁾。ソーシャルワーカーがこうした倫理的ジレンマを解決するためには、倫理的ジレンマへの対処が重要である。川村（2016）は、「倫理的ジレンマの対応はSW一人の個人的な熱意だけにゆだねてはならない」⁸⁾と述べ、その構造的な対処の必要性を明らかにしている。

しかし、林（2015）によれば、「ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの対処方法については先行研究が少なく、その具体的な検証もいまだ手つかずの点が多い」⁹⁾ことが指摘されている。

こうしたことから、ソーシャルワーカーに実際に生じている倫理的ジレンマや対処

の実態を明らかにし、その倫理的ジレンマに影響を与える特性や効果的な対処について考察を行なっていくことの意義は大きいと考えられる。

先行研究は質的調査のみに留まっているため、倫理的ジレンマに及ぼす要因を特定した上で解決策を考えていくには不十分であるため、地域で実践を行うソーシャルワーカーを対象に量的研究により、倫理的ジレンマを明らかにする必要がある。

同じソーシャルワーカーでも、組織の一員として相対的に対処を行うことの多い組織型ソーシャルワーカーと現場で即時的に自らの判断をしなければならない独立型ソーシャルワーカーが実践で感じる倫理的ジレンマは異なる可能性が高く、倫理的ジレンマへの対処も異なるを考える。

そこで本研究では、以上の議論に基づき以下の研究の目的を設定した。

第1に、組織型と独立型のソーシャルワーカーを対象に、ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの実態及び特徴、関連する要因を量的調査により明らかにする。

第2に、組織型と独立型のソーシャルワーカーを対象に、ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）を質的調査により探索的に明らかにする。

第3に、ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに影響を及ぼす特性や倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の特徴について考察を行うことにより、倫理的ジレンマへの対処能力の向上に向けた方策を提言する。

第2節 本研究の意義

本研究においてこうした研究の目的を達成することには、次のようなオリジナリティと意義があると考ええる。

第1に、ソーシャルワーカー（組織型ソーシャルワーカー・独立型ソーシャルワーカー）の倫理的ジレンマの実態を量的に分析し、倫理的ジレンマに影響を及ぼす特性（属性や倫理実践認識）について明確にすることができると考える。これまで日本においては、ソーシャルワーカーを対象にした倫理的ジレンマの実態に関する質的調査分析はなされてきているが、量的調査分析は行われておらず、量的な実態把握には繋がっていなかったが、今回の研究により明確にできると考える。

第2に、ソーシャルワーカー（組織型ソーシャルワーカー・独立型ソーシャルワーカー）の倫理的ジレンマへの対処の実態を質的に分析し、倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の特徴について明確にできると考える。これまで日本においては、ソーシャルワーカーを対象にした倫理的ジレンマへの対処に関する事例調査分析等はなされてきているが、質的調査分析については行われておらずより具体的な実態把握には繋がっていなかったが、今回の研究により把握できると考える。

第3に、量的分析や質的分析により明確にした地域を基盤としたソーシャルワーカー（組織型ソーシャルワーカー・独立型ソーシャルワーカー）の倫理的ジレンマに影響を及ぼす属性や倫理実践認識、倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の特徴について考察を行うことにより、倫理的ジレンマへの対処能力の向上に向けた方策を見出すことができ、わが国のソーシャルワーカー全体の能力や地位向上に貢献できると考える。

<引用注 1 >

- 1) 全国社会福祉協議会『社会福祉協議会活動実態調査等報告書』2018, pp50 1-2
- 2) 株式会社野村総合研究所「コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）調査研究事業 平成 24 年度報告書」, 2013, pp102 7-8
- 3) 高良麻子『独立型社会福祉士ー排除された人びとへの支援を目指してー』ミネルヴァ書房, 2014, pp56 19-20
- 4) 東照己「倫理上のディレンマのソーシャルワーカーに与える影響ー地域活動支援センターの精神保健福祉士に着目してー」『ソーシャルワーカー』, 2012, (12), pp27-35
- 5) 石黒慶太 高橋眞琴 津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」神戸大学大学院研究科 研究紀要第 10 巻 第 1 号, 2016, pp106-112 pp115 10-12
- 6) 小川幸裕「社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」『北海道地域福祉研究』(16), 2011, pp24 3-7
- 7) 日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』, 丸善出版, 2014, pp178 2-7
- 8) 川村隆彦「ソーシャルワーク実践の価値と倫理(3)現場での倫理的ジレンマの課題と対応」『ソーシャルワーク研究』42(3), 2016 年, pp205 8-9
- 9) 林和歌子「社会福祉士養成における倫理教育の現状と課題」『城西国際大学紀要』第 25 巻, 2015, pp43 9-10

第2章 先行研究のレビュー

第1節 用語の定義

第1項 倫理的ジレンマ

(1) 「倫理的ジレンマ」の操作的定義

ソーシャルワークの実践を行うためには、その「価値を具体化した倫理を遵守する責任があるが、すべての倫理責任を同時に果たすことが困難な場合がある。このように複数の相反する倫理責任が存在し、そのどれもが重要だと考えられる場合に倫理的ジレンマが生じる」（社会福祉学辞典、2014）¹⁰⁾。こうした倫理的ジレンマについてリーマー（2002）は、「ソーシャルワーカーが専門職業の義務と価値の衝突に出会い、どちらかを優先して決定しなくてはならないときに生じる」¹¹⁾ ものであるとしている。

またバンクス（2016）は、倫理的ジレンマは「どちらの選択が正しいのかが不明瞭であるような、2つの等しく歓迎されざる二者択一問題に直面したとみなした際に生じる」¹²⁾ としている。

本研究では、「倫理的ジレンマ」とは「ソーシャルワーカーとしての倫理において選択の困難な際に生じる葛藤」として操作的に定義することとした。

また、本用語の日本語表記として、先行研究文献や論文等において「倫理的ジレンマ」「倫理的ディレンマ」「倫理上のディレンマ」など様々な表記が見られることから、本研究においては、「倫理的ジレンマ」として統一して表記するものとする。

(2) 「倫理的ジレンマ」に関する尺度の検討

わが国における先行研究においては、倫理的ジレンマについて量的に実態を把握するための尺度の開発や使用した量的研究は行われてきていない。したがって、本研究では、これまでの先行研究における倫理的ジレンマの構造に関する知見の中から、尺度

を検討するものとした。

川村（2002）は、倫理的ジレンマの構造には「①自分の価値観とソーシャルワーク倫理のジレンマ、②自分の価値観とクライアントの価値観のジレンマ、③自分の価値観と同僚・他の専門職との価値観のジレンマ、④自分の価値観と所属する組織の価値観のジレンマ、⑤ソーシャルワーク倫理同士のジレンマ、⑥社会環境（時間・資源の制限）によって生じるジレンマがある」¹³⁾と述べ、この構造を理解するためにはクライアントや家族の価値観、ソーシャルワーカーや同僚、他の専門職の価値観、そして所属する組織の価値観等のぶつかり合いや利害関係を理解することが必要であると述べている。

また、社団法人日本社会福祉士養成校協会による事業報告書（2009）では、ソーシャルワーカーが直面する倫理的ジレンマの例について、倫理綱領に示されている倫理責任や価値・原則の相互作用などを踏まえて各実践レベルにおけるジレンマの構造について整理がなされ、「利用者（マイクロ/メゾ・レベル）実践現場（メゾ・レベル）専門職（メゾ・レベル）社会（マクロ・レベル）がある」¹⁴⁾としている。

さらに、本多ら（2015）は、障害者支援、高齢者介護、児童支援、生活保護、医療ソーシャルワーク、社会福祉士養成等の7つの領域での実践における課題やジレンマについて整理を試み、「①「ソーシャルワーカー(としての私)」の「一個人(としての私)」の価値観とのジレンマ、②ソーシャルワーカーの価値観とクライアントの価値観のジレンマ、③ソーシャルワーカーである私の価値観とソーシャルワーカーである同僚の価値観とのジレンマ、④ソーシャルワーカーの価値観と他職種の価値観とのジレンマ、⑤拠り所とするソーシャルワーク倫理「価値観A」と「価値観B」とのジレンマ、⑥ソーシャルワーカーの価値観と所属する組織の価値観・方針とのジレンマ、⑦ソーシャルワーカーを取り巻く「社会環境（時間・資源の制限）」によって生じるジレンマがある」¹⁵⁾としている。

以上の倫理的ジレンマに関する先行研究に基づき、4次元の実践レベルを抽出し、それらから「倫理的ジレンマの実態」を抽出するための質問項目として11の項目を生成した（表1-1）。

まず、「クライアントの価値観」や「クライアントの家族の価値観」といったクライアントとの関係性でジレンマを生じることから、「クライアントの価値と自身の価値との間で、ジレンマを感じる」「クライアントの家族の価値との間で、ジレンマを感じる」「クライアントの属する集団の価値との間で、ジレンマを感じる」の3項目を生成した。次に、「ソーシャルワーク専門職の価値」他専門職の価値観「所属している組織の価値観」といった組織や他の専門職との関係性で生じることから、「ソーシャルワーク専門職の価値との間で、ジレンマを感じる」「他専門職の価値との間で、ジレンマを感じる」「所属している組織の価値との間でジレンマを感じる」の3項目を生成した。

さらに、「社会環境」「社会資源」といった社会との関係性で生じることから、「行政や関係機関の指導内容や規制のためジレンマを感じる」「社会資源（資金や資源の不公平な配分・過不足等）の問題で、ジレンマを感じる」の2項目を生成し、加えて今回の対象となる地域を基盤にしたソーシャルワーカーに生じやすいと考えから加えた「地域の人々の価値」においては地域住民等との関係性で生じることから「地域の人々の価値との間で、ジレンマを感じる」の1項目を生成し、3項目を生成した。

最後に、ソーシャルワーカーとしての専門的力量（専門的知識・技術）」といった自らの能力の過不足や有無などによって生じることから、「地域ソーシャルワークに関する知識の不足のため、ジレンマを感じる」「地域ソーシャルワーク技術の不足のため、ジレンマを感じる」の2項目を生成した。

（表1-1）倫理的ジレンマに生じる実践レベルと実態に関する質問項目※

「倫理的ジレンマの生じる実践レベル」	質問項目
--------------------	------

クライアントとの関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアントの価値と自身の価値との間で、ジレンマを感じる。 ・クライアントの家族の価値との間で、ジレンマを感じる。 ・クライアントの属する集団の価値との間で、ジレンマを感じる。
組織や他の専門職との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーク専門職の価値との間で、ジレンマを感じる。 ・他専門職の価値との間で、ジレンマを感じる。 ・所属している機関や専門職団体等の価値との間で、ジレンマを感じる。
地域住民や社会等との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々の福祉サービスに対する価値との間で、ジレンマを感じる。 ・行政や関係機関の指導内容や規制のためジレンマを感じる。 ・社会資源（資金や資源の不公平な配分・過不足等）の問題で、ジレンマを感じる。
自らの能力の過不足や有無との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ソーシャルワークに関する知識の不足のため、ジレンマを感じる。 ・地域ソーシャルワーク実践技術の不足のため、ジレンマを感じる。

※ 1 3）川村隆彦 『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』，中央法規，2002，pp68.9-15
pp.69-71、1 4）社団法人日本社会福祉士養成校協会 『「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術（相談援助）関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」2008 年度事業報告書』，2009，PP32-34、1 5）本多勇・木下大正・後藤広史ほか 『ソーシャルワーカーのジレンマ－6 人の社会福祉士の実践から－』，筒井書房，2009，pp167-188 より筆者作成

<引用注 2 >

- 1 0) 日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』，丸善出版，2014，pp178 6-7
- 1 1) F. G. Reamer, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』，中央法規，2001, pp. 61. 16-19 pp. 102-108
- 1 2) サラ・バンクス，石倉康次・児島重紀子・伊藤文人監訳「ソーシャルワークの倫理と価値」，法律文化社，2016，pp23-24
- 1 3) 川村隆彦 『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』，中央法規，2002，pp68. 9-15 pp. 69-71
- 1 4) 社団法人日本社会福祉士養成校協会『「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術(相談援助)関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」2008 年度事業報告書』，2009，PP32-34
- 1 5) 本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジレンマ－6 人の社会福祉士の実践から－』，筒井書房，2009 ， pp167-188

第2項 倫理実践認識

(1) 「倫理実践認識」の操作的定義

「倫」という言葉には、元来人間・仲間・世間という意味があり、「理」という言葉には、元来筋道・道理といった意味があり、こうした意味が転じて狭義の「倫理」には、「仲間の間で守るべき秩序」（赤林ら、2018）¹⁶⁾ という意味があるとされている。また、「倫理(ethics)」の語源は、ギリシャ語の *ethikos* であり、元来は「習慣や慣習を意味している」（村本、2008）¹⁷⁾ とされる。今日においてこうした「倫理」は、「人倫のみち。実際道德の規範となる原理。道德」（広辞苑、2017）¹⁸⁾ であるとされ、人倫の規範となる道德の原理として示されている。

ヘーゲルは、この「人倫」を「普遍性と特殊性、社会の共同性と個人の自由の具体的統一」（小坂、2015）¹⁹⁾ であると捉え、個々の“道德的良心”に委ねられるのではなく、共同体の枠組みとして把握されねばならないとした。カントは、この“道德”の基礎をなすものとしての「道德法則」を提示し、「絶対的自発性を持って行為を始める理性的存在者にとって道德法則は命令として意識される」（小坂、2015）²⁰⁾ として道德法則の定式化を提言した。この『定式化によって提示されるのがカントの義務論における「定言命法」であり、普遍性を持つ「行動指針」にもとづいて行為するのが道德的に正しい』（赤塚、2018）²¹⁾ と考えたのである。

その上でカントは、こうした法則を立法するのは自分自身であり、「理性的存在者の意志が、その理性だけで自己立法している」（小坂、2015）²²⁾ ことを“自律”と呼び、“他律”と区別している。カントは、『人間は、感情や欲望のままに行動しようとする傾向の一切を拒絶して、理性の立てる道德法則に従ってのみ行為すべきであり、そうした自分自身を支配している状態という意味での「自律」を見出した』（小坂、2015）²³⁾ のである。

一方でこうした義務論には、二つ以上の義務が対立するような葛藤が生じた際、どれを選ぶべきかを指示することが出来ないとの批判がある。ロスは、こうした特定の

状況で複数の義務が衝突した場合に、その状況下での義務の重みを比較考量することによって、何が現実の義務かを導き出すことができるとして、「一応の義務論」を提唱している。このなかでロスは、「誠実、補償、正義、感謝、無危害、善行、自己研鑽」という7つの義務を提示し、その状況でのそれぞれの義務の重みを熟慮や徹底した反省等を行うというプロセスを経た上での「道徳的確信」をもって衝突を解消していく」（小坂、2015）²⁴⁾ものとした。

ビーチャムとチルドレスは、こうした義務論の概念を生命医学倫理の原則として採用したが、その中で彼らは『衝突の解消がなされるためには、専門職としての「自律性」「善行」「無危害」「正義」といった4つの原則を一応の義務であるとし、それらの原則から導かれる「比較考量」がなされることが必要だ』（小坂、2015）²⁵⁾としている。

こうした考え方は、今日における専門職としてのあり方や職業倫理に大きな影響を及ぼしている。

新田（2000）はこれらの点について「こうした厳しい規律に服してきたからこそ、専門職集団の職業倫理は社会からの信頼を得てきたのであろう」²⁶⁾と述べている。また黒木（2004）は、こうした「倫理」と「道徳」との関係について「道徳は極めて広義の意味を持っているが、倫理は狭義な意味で使われている。たとえば生命倫理、情報倫理、職業倫理、臨床倫理などが日常生活の中でもよく使われている」²⁷⁾と述べ、こうした狭義の倫理の捉え方である「職業倫理」として高度専門職者の判断の根拠や妥当性について、それらを明確に公示するための責務や行動指針を盛り込んだ「倫理綱領」が制定されてきたとしている。

本研究では、こうして生成されてきた「職業倫理としての倫理綱領を基準とした倫理実践の認識」について「倫理実践認識」として操作的に定義するものとする。

<引用注 3 >

- 1 6) 赤林朗 児玉聡 編『入門・倫理学』勁草書房, 2018, pp9. 14-19
- 1 7) 村本詔司「心理臨床の専門家養成における法と倫理～職業倫理教育の観点から～」『神戸大学紀要』(59)1号, 2008. pp10. 11-12
- 1 8) 新村出記念財団『広辞苑(第七版)』岩波書店, 2017
- 1 9) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp177. 17
- 2 0) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp163-165
- 2 1) 赤林朗 児玉聡 編『入門・倫理学』勁草書房, 2018, pp37-38
- 2 2) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp177-178
- 2 3) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp42. 2-3
- 2 4) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp42-43 pp109-110
- 2 5) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp42. 12-16
- 2 6) 新田孝彦「世界市民としての専門学校職業人: 専門職倫理の綱領的理念」『応用倫理』(1), 2000, p1-14.
- 2 7) 秋山智久 井岡勉 岡本民夫 黒木保博『社会福祉の思想・理論と今日的課題』筒井書房, 2004, pp321. 6-9 pp321. 18-21

(2) 倫理実践認識に関する尺度の検討

対人援助職における「倫理実践認識」の基準となる「職業倫理」としての「倫理綱領」の起源とされているのが、紀元前3世紀に古代ギリシャの医学者らによって編纂された『ヒポクラテスの誓い』であり、この中で彼らは医療者の倫理として「なすべきこと」と「なすべきでないこと」を示し、心得なければならない道徳的義務があることを示しているが、その後時代の変化からの要請に応じ、第2回世界医師会総会(1948)年において採択された『ジュネーブ宣言』によって「弱い患者を医師が守る」という倫理観から「自律した患者を医師が支える」という新しい倫理観へと転換が図られ、その考え方に基づいて具体的な義務などが整理され策定された「医の国際倫理綱領」が、第3回世界医師会総会(1949)年において採択された。その後これらの考え方は時代とともに幾度かの修正が加えられるとともに、「医の倫理マニュアル」(2005年)やわが国の「医師の職業倫理指針」といった現在の医療者の具体的な倫理規範等にも受け継がれている。

また看護分野においても、こうしたヒポクラテスの誓いの理念を受け継いで1893年にデトロイト市看護協会によって編纂された「ナイチンゲールの誓詞」があり、この中には患者のために力を尽くすことや秘密を保持することなど今日における倫理の指針となる基本的な理念が提示され、今日においてわが国で制定され活用されている「看護者の倫理綱領」(2003)にも受け継がれている。この看護分野においても近年の価値観の多様化に伴い、「患者との信頼関係に基づくこと」や「患者の知る権利や自己決定権を尊重すること」という新たな項目が加えられている。

そしてさらに、これらの考え方や規範は、臨床心理分野や福祉分野といった対人援助職における職業倫理、とりわけ倫理綱領の策定にも多大な影響を与えてきたのである。臨床心理分野では、アメリカ心理学会(APA)において1953年に倫理綱領が制定されて以降、様々な団体において綱領や基準が定められ、改定が重ねられて現在に至っている。わが国においても、1987年の日本行動分析学会の倫理綱領をはじめとして1998年の日本心理臨床学会倫理綱領や2004年の日本臨床心理士会による倫理綱領な

どが制定されてきている。

さらに福祉分野においては、こうした流れを受けて 1994 年の国際ソーシャルワーカー連盟による倫理綱領の策定を契機に多くの国で倫理綱領の策定が活発化されていくこととなるが、わが国ではソーシャルワーカー協会によって 1986 年に策定された「ソーシャルワーカーの倫理綱領」が日本社会福祉士会によっても採用されることとなった。

そしてさらにこの「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、2000 年以降に国際ソーシャルワーカー連盟(以下「IFSW」)に加盟する「社団法人日本社会福祉士会」「社団法人日本精神保健福祉士協会」「社団法人医療社会事業協会」「特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会」によって「IFSW」の倫理原則(2004 年にオーストラリアのアデレードにおいて行われた国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク学校連盟の総会にて承認された「ソーシャルワークにおける倫理—原理に関する声明」等)に準拠し、さらに当時進んでいたそれまでのわが国の社会福祉を構造的に変革する「社会福祉基礎構造改革」の内容を踏まえた改定がなされ、2006 年にはこの 4 つの団体が共有する「ソーシャルワーカーの倫理綱領」として採択されることとなったのである。

この改定における具体的な作業は各団体の代表等による「社会福祉専門職団体協議会」内に組織された「社会福祉専門職団体協議会倫理綱領委員会」によって行われ、「前文」「ソーシャルワークの定義」「価値と原則」「倫理基準」が作成された。さらにこの改定では同時に、各会の倫理委員会によって各会独自に作成した、実践上の行動のためのガイドラインとしての「行動規範」や「行動指針等」の策定が進められた。

つまりこの倫理綱領の改訂における最大の特徴は、関連する 4 団体間の協働によって実践者が拠り所とする基準における共有化が進むと同時に、会独自に作成された具体的な行動のガイドラインが策定されるなど、実践者が拠り所とする規範における領域に広がりをもたらされたという点にある。近年では、このように国際的なソーシャルワーカーの倫理基準の共有化と具体化が進められているのである。

しかし、このように形成されてきた職業倫理には、専門職であるが故の根源的な課題への対応が常に求められている。

ブトゥリム（1989）は、このように形成されてきた対人援助職の倫理綱領について「硬直化し形式化すると、変動する世界の中では、無意味になり信頼性がなくなってしまう」²⁸⁾と述べ、専門職がより議論を重ね成熟していく必要性を指摘している。こうした倫理基準といった、普遍化されたソーシャルワーカーの行いや意図そのものが、ソーシャルワーカーに最も大きな消耗をもたらしジレンマへと駆り立てているとして、解決策を見つけていく上で新しく根本的に異なった理解を探し求めることの重要性を指摘している。

さらに村本（2008）は、倫理綱領を策定する職能団体にも二面性があり、専門家たちの利益を代弁する組織である一方で、『組織が肥大化するとその指導部と一般会員が次第に乖離し、倫理綱領が法律と違わない状態、いわゆる「倫理の法律化」という事態も生じ得る』²⁹⁾と指摘している。そしてそうした状態を回避するためにも組織運営の民主化が必要であり、倫理綱領に対して各々が自分たちのものとして理解していけるよう倫理的センスや倫理的スキルの開発と向上を図る職業倫理教育が重要であることを指摘している。

つまり、近年におけるソーシャルワーカーをはじめとする対人援助職において急速に進んできた倫理綱領策定や改定における世界的な基準の共有化や具体化が進められてきたが、その一方で、その受け手となる実践者自身の倫理綱領に対する“自律性”が改めて問われてきているということが言えよう。

バンクス（2016）は、この“自律性”について「社会的文脈において規定されるとともに、追及されるものである」³⁰⁾とし、その社会に合わせた“自律性”を育成して実践すべきであることを示している。

また木下（2016）は、ソーシャルワーカーの“自律”について、「自身が持つ価値観とソーシャルワーカーとしての価値観が対峙した際に、自分自身の価値観とソーシャルワーカーの価値観とを峻別し、ソーシャルワーカーの価値観、つまり倫理綱領に依ってクライアントを支援すること」³¹⁾であると述べた上で、自分が倫理綱領に必

ずしも則れていない状況に置かれた時、「どのようにすれば倫理綱領に則れていない現状を改善できるのか。それを考え続け、その状況に応じた最良の支援実践を行える」³²⁾ ことであると述べている。

本研究では、こうした“自律性”の高さを含む倫理についての実践の実態を把握すべく、今日のが国におけるソーシャルワーク実践の指針となっている「社会福祉士の倫理綱領」における「倫理原則」「倫理基準」を用いて、31項目の「倫理綱領」に対する「自己認識」に関する質問項目として生成した。認識の程度について、5件法を活用(値が高い程強く意識して実践できている)して測ることとした(表1-2)。

(表1-2) 倫理実践認識の実態に関する質問項目※

すべての人間を、違いにかかわらずかけがえのない存在として尊重する。
差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、社会正義の実現を目指す。
人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
倫理綱領に対して常に誠実である。
専門的力量を発揮し、その専門性を高める。
利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。
自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。
利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。
意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

<p>利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。</p>
<p>利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。</p>
<p>利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。</p>
<p>利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。</p>
<p>利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。</p>
<p>利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。</p>
<p>実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。</p>
<p>相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。</p>
<p>実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。</p>
<p>常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。</p>
<p>人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包摂的な社会を目指すよう努める。</p>
<p>社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。</p>
<p>人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。</p>
<p>利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。</p>
<p>立場を利用した信用失墜行為を行わない。</p>
<p>他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。</p>

不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。
教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。
すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。

※公益社団法人日本社会福祉士会『公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領』より抜粋し筆者作成

<引用注 4 >

28) ブトゥリム／川田誉音 訳『ソーシャルワークとは何か』，川島書店，1989，
pp80. 1-5

29) 村本詔司「心理臨床の専門家養成における法と倫理～職業倫理教育の観点から
～」『神戸大学紀要』(59)1号，2008，pp6-9

30) サラ・バンクス，石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの
倫理と価値』，法律文化社，2016，pp106. 20-21

31) 本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジリツ－自立・自律
・而立したワーカーを目指すソーシャルワーク実践－』生活書院，2016，pp50. 10-
13

32) 本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジリツ－自立・自律
・而立したワーカーを目指すソーシャルワーク実践－』生活書院，2016，pp56. 13-
15

第3項 倫理的ジレンマへの対処

(1) 「倫理的ジレンマへの対処」の操作的定義

レヴィ (1994) は、ソーシャルワーカーが日々の実践で体験する実践の多彩な状況、実践過程に参加している者の多様性、実践過程によって影響される人々に関心によって考察すれば、どのような状況においてであろうとそこでなされる倫理的判断はいずれにしても難題であるとした上で、「できうる最善の、もっともふさわしい倫理的判断をするために、気づいておかねばならない問題点と考慮すべき事項を示唆するのに役立つはずである」³³⁾として、それらの体験の中から提案される「パラダイム」(共有される思考法)の必要性を示唆している。

こうした倫理的ジレンマへの対処過程におけるパラダイムについては、南 (2014) によれば、『1980年代ごろより欧米で盛んに提示されるようになり、「ジレンマを解決するためのガイドライン」や「倫理的意思決定のためのステップ」などの具体的な思考や行動が明示されるようになった』³⁴⁾としている。

本研究では「倫理的ジレンマへの対処」とは、「倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)」として、操作的に定義するものとした。

(2) 倫理的ジレンマへの対処に関する質問項目(自由記述)及びインタビューガイドの検討

ソーシャルワーカーがどのように倫理的ジレンマへの対処を行なっているのかについて、より具体的な思考や行動について明らかにしていくために、本研究では面接調査におけるインタビューを行う上でのインタビューガイドの検討を行った。

面接調査におけるインタビューに向けたインタビューガイドとして、以下のように設定し、回答者が各実践レベルでの倫理的ジレンマに対して、より対処の過程を意識して具体的に記述できるよう配慮した(表2)。

(表2) 面接調査インタビューガイド※

1. これまでの職務の中で、クライアントとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ（ご自身が特に意識して行った思考や行動）ことについて教えてください。
2. これまでの職務の中で、同僚や専門職同士、組織、連携する他機関などとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ（ご自身が特に意識して行った思考や行動）ことについて教えてください。
3. これまでの職務の中で、地域住民や地域組織などとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ（ご自身が特に意識して行った思考や行動）ことについて教えてください。
4. これまでの職務の中で、社会における政策や法制度などとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ（ご自身が特に意識して行った思考や行動）ことについて教えてください。

※先行研究レビューを基に筆者作成

<引用注5>

33) C.S. レヴィ, 小松源助訳『ソーシャルワーク倫理の指針』, 勁草書房, 1994, pp. 73

34) 南彩子「専門職としてのソーシャルワーク再考～ソーシャルワーク倫理に基づく意思決定とそのプロセスについて～」『天理大学 社会福祉学研究室紀要』第16号, pp3

第2節 先行研究レビュー

第1項 倫理的ジレンマ

(1) 倫理的ジレンマに関する先行研究レビュー

ソーシャルワーカーに生じる倫理的ジレンマに関する研究で先行してきた欧米における1980年代以降の研究動向に関して概観した高橋（2002）によれば、1980年代前半では「価値や倫理に関する研究」が多いが、1980年代後半にはこうした倫理的ジレンマや倫理的争点の実態に関する「事例を用いるものや調査を行うものなどの実証的な研究」が目立つようになり、そして1990年代には、「倫理的ジレンマへ対処するための基準を示そうとするもの」などの倫理的判断の蓄積や基準化に関する研究が登場するようになってきたことが示されている。

わが国においてこのような倫理的ジレンマの実態や倫理的争点の実態や倫理的判断の蓄積や基準化に関する研究等の実態の段階が活発化するのには、2000年代以降である。そこで本件研究では、2000年代以降のわが国における倫理的ジレンマに関する研究について概観することとした。

「倫理的ジレンマ」「倫理的ディレンマ」「倫理上のディレンマ」というキーワードを用いて主題及び副題にキーワードがあるものと指定し、「CiNii」にて検索した。各々155件、6件が該当したが、これらの161件の文献のうち、対人援助職に関連するものを抽出して職種毎に分類し、上記の年代に沿って分類したのが表3である。

さらにこれらの中から、ソーシャルワーカーに関連する文献9件の中から、近年における“倫理的ジレンマの実態”に関連する実証的な研究がなされた2010年代の3件の文献を抽出し、整理したのが表4である。

論文1では、地域活動支援センターを実践の場とする精神保健福祉士(以下 PSW)が遭遇する倫理的ジレンマという体験が、その後の実践に与える影響を明らかにすることを目的として質的分析が行われ、地域において「PSW は、ミクロ、メゾ、マクロの様々な場面での倫理上のジレンマに遭遇するが、それらが成長を促す契機となる要素も含んでいるとして、倫理的ジレンマの積極的意味合いが明らかとなった」(東、2012)³⁵⁾としている。

論文2では、独立型ソーシャルワーカーとして実践を展開する社会福祉士が独立する過程で経験したジレンマについて明らかにすることを目的として、質的分析が行われ、「アイデンティティの揺らぎを引き起こしていることや組織との溝や対立を深めていたことが示唆」(小川、2011)³⁶⁾されている。

論文3では、障害者支援施設(障害者施設生活介護 就労移行支援 就労継続支援の多機能型施設)のソーシャルワーカーによるフィールドノートの会話分析から、「組織経営のコンシューマーとしての被支援者像、職場から求められる経営としての視点と被支援者本位の視点の板挟みになったミッションに沿わない存在としてのソーシャルワーカー、障害者支援に当たっての自己の権力性に気づくことの重要性」(石黒、2016)³⁷⁾について示されている。

これらの研究では、実証的な先行研究が少ないわが国のソーシャルワーカーに生じる倫理的ジレンマの実態に関する研究において様々な角度・手法を用いた調査から、倫理的ジレンマが生じた際の自分自信の価値をめぐる反応やその後の影響、倫理的ジレンマと組織との関係性等についての調査・分析により指摘がなされている。

しかしながら、地域を基盤としたソーシャルワーカー全体における倫理的ジレンマそのものの実態や組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーにおけるジレンマの相違については、十分には明らかにされていない。

したがって本研究では、地域で実践を行う組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソ

ーシャルワーカーを対象とし、そのソーシャルワーカーにどのような倫理的ジレンマが発生しているのか、その具体的な実態や構造について明らかにするため、こうした先行研究を踏まえ、これらの関係性について整理し「倫理的ジレンマ」として操作的に定義し、かつ地域を基盤として実践を行うソーシャルワーカーに生じているであろうと考えられる関係性を加えた 11 項目の「倫理的ジレンマ」に関する質問項目として生成した。

そしてソーシャルワーカーが感じる倫理的ジレンマの程度を 5 件法を活用(値が高い程ジレンマを強く感じる)して測ることとした。

(表 3) わが国における倫理的ジレンマに関する研究についての概観※

分野	関連職種	1980 年代	1990 年代	2000 年代	2010 年代
医療職	医師等	1	5	23	6
	看護師・助産師・保健師等	1	9	48	38
	理学・作業療法士等	0	0	0	5
福祉職	ソーシャルワーカー等	0	1	2	7
	介護職等	1	0	8	1
	保育士等	0	0	2	0
心理職		0	0	1	0
その他	教育・内部告発・技術者等	0	0	2	1
総数	161	3	15	86	56

※先行研究レビューを基に筆者作成

(表 4) 近年における倫理的ジレンマの実態に関して抽出した研究の概要※

著者・表題・	出版	目的	変数	対象者	データ	総括
--------	----	----	----	-----	-----	----

学術雑誌	年		従属 ・独 立	数・特徴・ 標本抽出の デザイン	測定道具の 情報源・収 集年	結果・考察 の要約
論文1 東照己「倫理 上のディレン マのソーシャ ルワーカーに 与える影響－ 地域活動支援 センターの精 神保健福祉士 に着目して－ 」『ソーシャ ルワーカー』 ①	2012	地域活動支援 センターを実 践の場とする 精神保健福祉 士(以下 PSW) が遭遇する倫 理上のディレ ンマという体 験が、その後 の実践に与え る影響を明ら かにする。	—	A 市にある 地域活動支 援センター に勤務する PSW13 名	インタビュー ー調査(2008 年6月～7 月) 修正版 グラウンデ ッド・セオ リー・アプ ローチにて 質的分析	地域におい て PSW は、 ミクロ、メ ゾ、マクロ の様々な場 面での倫理 上のジレン マに遭遇す るが、それ らが成長を 促す契機と なる要素も 含んでいる として、倫 理上のディ レンマの積 極的意味合 いが明らか となった
論文2 小川幸裕「社 会福祉士の独	2011	独立型社会福 祉士として実		調査の同意 が得られた	インタビュー ー調査(2007	アイデンテ ィティの揺

立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」 ^②		<p> 践を展開する社会福祉士が独立する過程で経験したジレンマについて明らかにする。 </p>	—	<p> 独立型社会福祉士として実践を展開する社会福祉士 28 名 </p>	<p> 年 8 月～2011 年 2 月) 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチにて質的分析 </p>	<p> らぎを引き起こしていることや組織との溝や対立を深めていたことが示唆された </p>
<p> 論文 3 石黒慶太 高橋眞琴 津田英二 「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」神戸大学大学院研究科 研究紀要第 10 巻 第 1 号^③ </p>	2016	<p> ソーシャルワーカーの組織内連携において生じる倫理上のジレンマとその後の対処の重要性を明らかにする。 </p>	—	<p> 障害者支援施設(障害者施設生活介護 就労移行支援 就労継続支援の多機能型施設)のソーシャルワーカー </p>	<p> フィールドノートの会話分析 </p>	<p> 組織経営のコンシューマーとしての被支援者像、職場から求められる経営としての視点と被支援者本位の視点の板挟みになったミッションに沿わない存在としてのソーシャルワーカー、障害 </p>

						者支援に当たった際の自己の権力性に気づくことの重要性が示された
--	--	--	--	--	--	---------------------------------

※①東照己「倫理上のディレンマのソーシャルワーカーに与える影響ー地域活動支援センターの精神保健福祉士に着目してー」『ソーシャルワーカー』, 2012, (12), pp27-35、②小川幸裕「社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」『北海道地域福祉研究』(16), 2011, pp24-29、③石黒慶太 高橋眞琴 津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」神戸大学大学院研究科 研究紀要第 10 巻 第 1 号, 2016, p106-112 より抜粋

<引用注 6 >

3 5) 東照己「倫理上のディレンマのソーシャルワーカーに与える影響ー地域活動支援センターの精神保健福祉士に着目してー」『ソーシャルワーカー』, 2012, (12), pp27-35

3 6) 小川幸裕「社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」『北海道地域福祉研究』(16), 2011, pp24-29

3 7) 石黒慶太 高橋眞琴 津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」『神戸大学大学院研究科 研究紀要』第 10 巻 第 1 号, 2016, p106-112

(2) 量的調査分析における仮説

本研究においては、以下のように仮説を設定し、検証していくものとする。

① 調査対象者の「倫理的ジレンマ」に関する仮説

組織型ソーシャルワーカーについては、石黒ら（2016）によって組織内における施設経営との日常的なジレンマの存在が示唆されており、さらに野村総合研究所の調査（2012）によってCSW個人の能力・経験が不足しているとの認識の高さが指摘されている。これらのことから、組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマにおける「自己レベルでの倫理的ジレンマ」は、独立型ソーシャルワーカーよりも度合いが高いと推察される（仮説1）。

② 調査対象者の「倫理実践認識」に関する仮説

独立型ソーシャルワーカーについては、日本社会福祉士会の独立型社会福祉士の定義においても「組織等から独立した立場でソーシャルワークを実践し～中略～職業倫理と十分な教育と経験を通して培われた高い専門性にもとづく」³⁸⁾ことが謳われており、さらに独立型社会福祉士名簿登録制度においても研修の受講が要件とされている。これらのことから、独立型ソーシャルワーカーの倫理実践認識における「自己レベルでの倫理実践認識」は、組織型ソーシャルワーカーよりも度合いが高いと推察される（仮説2）。

③ 調査対象者の「倫理的ジレンマ」と「倫理実践認識」の関係性に関する仮説

これまでの仮説1及び仮説2を踏まえ、組織型ソーシャルワーカーにおいては、「自己レベルでの倫理的ジレンマ」において、「自己レベルの倫理実践認識」が特に強

く影響を及ぼしている関係性があると推察される（仮説3）。

さらに独立型ソーシャルワーカーにおいては、高良（2012）によって「低い社会的認知」や「対価確保の困難性」等が指摘されている³⁹⁾。これらのことから、独立型ソーシャルワーカーにおいては、「地域・社会レベルの倫理的ジレンマ」において、「地域・社会レベルの倫理実践認識」が特に強く影響を及ぼしている関係性があると推察される（仮説4）。

< 仮説 >

（仮説1）組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマにおける「自己レベルでの倫理的ジレンマ」は、独立型ソーシャルワーカーよりも度合いが高い。

（仮説2）独立型ソーシャルワーカーの倫理実践認識における「自己レベルでの倫理実践認識」は、組織型ソーシャルワーカーよりも度合いが高い。

（仮説3）組織型ソーシャルワーカーにおいては、「自己レベルでの倫理的ジレンマ」において、「自己レベルの倫理実践認識」が特に強く影響を及ぼしている。

（仮説4）独立型ソーシャルワーカーにおいては、「地域・社会レベルの倫理的ジレンマ」において、「地域・社会レベルの倫理実践認識」が特に強く影響を及ぼしている。

< 引用注7 >

38) 社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修委員会『独立型社会福祉士による地域ソーシャルワークの展開～地域の新しい相談拠点を目指して～』社団法人日本社会福祉士会 2005年3月

39) 高良麻子『独立型社会福祉士ー排除された人びとへの支援を目指してー』ミネルヴァ書房, 2014, pp47-11 pp48-13

第2項 倫理的ジレンマへの対処

(1) 倫理的ジレンマへの対処に関する先行研究レビュー

リーマー (2002) は、倫理的ジレンマに対処するために必要な価値について「人が自分の考えをまとめるのを助けたり、困難な倫理上のジレンマに遭遇した実践家のために系統的な枠組みを提供したりするもの」⁴⁰⁾ と述べ、こうした「ジレンマを解決するためのガイドライン」として6つの指針を示している。その上で倫理的ジレンマへの対処についての具体的なガイドラインとして、「倫理的意思決定のプロセス」を示している。

さらにローエンバーグとドルゴフ (2012) は、こうした指針に優先度を加味して原則として整理し、「倫理的原則 (E R S -Ethical Principles Screen)」を作成している。この原則では、「①生命の保護、②社会正義、③自己決定、自律、自由の原則④危害を最小限にとどめる、⑤生活の質の尊重、⑥プライバシーと秘密保持、⑦真実性と情報開示の順に優先度が高くなる」⁴¹⁾ として、判断の指針が示されている。その上で示されたのが「倫理的ジレンマ解決のための意思決定プロセス」である。

またわが国でも、川村 (2002) によって、「ジレンマ解決のための10のステップ」が示されている。

(2) 質的調査分析における枠組み

先行する文献において示されてきた倫理的ジレンマにおける対処の取り組みについて整理したのが表5である。

3件の文献から抽出した内容から「価値・倫理の特定」、「個人・組織の特定」、「助言」、「働きかけ」、「価値・倫理の選択・実践」という5次元の実践レベルを抽出した。そこから「倫理的ジレンマへの対処に向けての実践レベル」、「倫理的ジレンマへの対処に向けての専門職としての行動」という2つのカテゴリーにまとめる

ことができた（表6）。これらに集約された内容を基に、実践の状況に照らして最も特徴的に表れやすいと思われる取り組みについて以下のようにカテゴリーの概念図を作成した。（図1）。これらの概念について、質的研究における分析の枠組みとして活用するものとした。

（表5）倫理的ジレンマへの対処におけるガイドライン※

リーマーによる「倫理的意思決定のプロセス」 ^①	ローエンバーグとドルゴフによる「倫理上のディレンマ解決のための意思決定プロセス」 ^②	川村による「ディレンマ解決のための10のステップ」 ^③
<ol style="list-style-type: none"> 1. 衝突するソーシャルワークの価値と義務を含む倫理的問題を特定化する。 2. 倫理的意思決定によって影響を受けそうな個人、グループ、組織を特定化する。 3. 各々のすべての実行可能な行動の道筋や参加者を、潜在的なリスクとともに試験的に特定化する。 4. 適切と考えられる各々の行動の筋道に対する賛成と反対の理由を入念に検証する。 5. 同僚や適切な専門家に相談する。 6. 意思決定をし、意思決定のプロセスを文書化する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 問題を明確にし、この問題に関係する人や機関やクライアント、専門家、サポート・システム、他の専門職者のような問題に関係する人々と組織を明らかにする。 2. 誰が意思決定に関係しなければならないかを決定する。 3. ステップ1で明確にしたクライアントとワーカーを含む適切な価値を明確にする。 4. その問題を解決する（あるいは軽減する）ための目標や目的を明確にする。 5. 代替策となる介入の方法と目標を明確にする。そして明確にした目標に対しての各 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ディレンマの状況を把握する（情報の収集と分析）。 2. 人や組織の役割・利害関係・価値観・判断基準・意思決定能力を把握する。 3. 関係する倫理原則・基準をあげ、適応状況を考える。 4. 価値・倫理のぶつかり合い（ディレンマの構造）を考える 5. 優先されるべき価値と倫理を考える。 6. 法的、時間的、社会資源的制限や限界を考える。 7. 専門家、同僚、スーパーバイザーからの情報、助言を得る。

<p>7. 決定をモニター化し、評価し、文書化する。</p>	<p>選択肢の有効性や効果を評価する。</p> <p>6. 最も適切な方法を選択して実践する。</p> <p>7. 予期しない結果に特に注意を払い、遂行をモニター化する。そして結果を評価して、新たな問題や追加的な問題を明確にする。</p>	<p>8. 選択肢を示し、根拠、結果予測、リスクを考える。</p> <p>9. 選択肢の決定と最終チェックを行い、実行する。</p> <p>10. 結果を観察し、同時に、ディレンマ解消のため社会へ働きかける。</p>
--------------------------------	---	--

※①F.G.Reamer, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』, 中央法規, 2001, pp.102-108、② F.Loewenberg & R.Dolgoff. 『Ethical decisions for social work practice(9th Ed.)』, Itasca, Illinois:F.E.Peacock Publishers,2012, pp72-74、③ 川村隆彦 『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』, 中央法規, 2002, pp.69-71 より抜粋

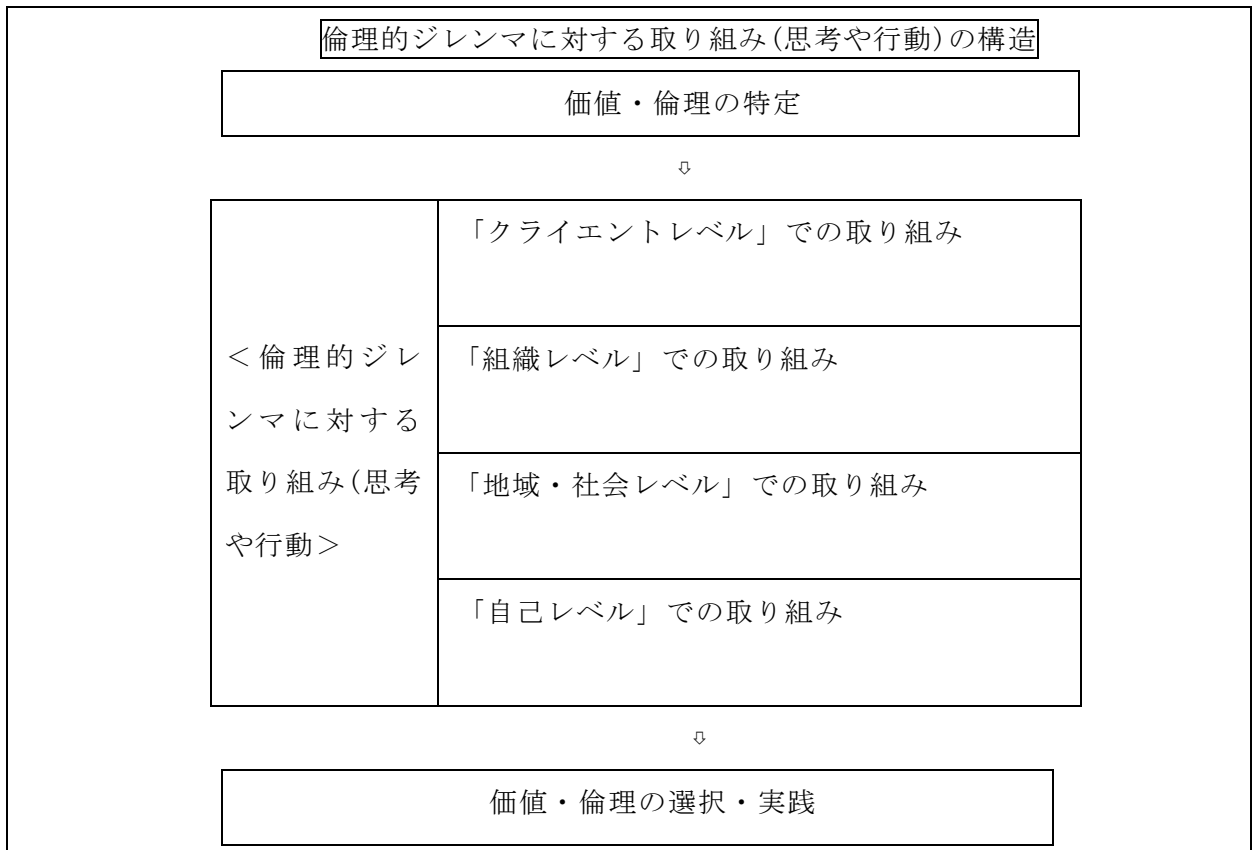
(表6) 倫理的ジレンマへに対する取り組み(思考や行動)の実践レベルと取り組み※

<倫理ジレンマに対する取り組みの実践レベル>	<倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)>
「価値・倫理の特定」	衝突する価値や倫理を特定し、優先度や制限、限界等を検討していく。
「クライアントレベル」での取り組み(思考や行動)	影響を受けそうなクライアントの価値観や意思などを確認し意思決定に向け調整を図る。
「組織レベル」での取り組み(思考や行動)	影響を受けそうな個人や組織を特定し意思決定に向け関係者の調整を図る。
「地域・社会レベル」での取り組み(思考や行動)	ジレンマ解消のために周囲(社会や地域など)へ働きかける。
「自己レベル」での取り組み(思考や行動)	自己の価値観や倫理原則の確認などを行い、調整を図る。

「価値・倫理の選択・実践」	優先されるべき価値や倫理を選択し、関係者間での意思決定を行った後に実践する。実践後、モニタリングや評価を行い、文書化する
---------------	--

※先行研究レビューより筆者作成

(図1) 倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)の構造※



※先行研究レビュー分析より筆者作成

<引用注8>

40) F.G.Reamer, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規, 2001, pp. 102-108

41) F.Loewenberg & R.Dolgoff. 『Ethical decisions for social work practice(9th Ed.)』, Itasca, Illinois:F.E.Peacock Publishers, 2012, pp72-74

第3項 先行研究のまとめ

倫理的ジレンマに関する先行研究では、様々な角度・手法を用いた調査から、倫理的ジレンマが生じた際の自分自身の価値をめぐる反応やその後の影響、倫理的ジレンマと組織との関係性等についての調査・分析により指摘がなされている。しかしながら、地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカー全体における倫理的ジレンマそのものの実態や組織型及び独立型ソーシャルワーカーにおけるジレンマの相違については、十分には明らかにされてはいない。

したがって本研究では、地域で実践を行う組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーを対象とし、そのソーシャルワーカーにどのような倫理的ジレンマが発生しているのか、その具体的な実態や構造について明らかにするため、こうした先行研究を踏まえ、これらの関係性について整理し「倫理的ジレンマ」として操作的に定義し、質問項目として生成した上で認識の程度について測ることとした。

さらに本研究においては、先行研究を踏まえて以下の3つ側面において6つの仮説を設定し、検証していくものとした。

- ①調査対象者の「倫理的ジレンマ」に関する仮説
- ②調査対象者の「倫理実践認識」に関する仮説
- ③調査対象者の「倫理的ジレンマ」と「倫理実践認識」の関係性に関する仮説

倫理的ジレンマへの対処に関する先行研究では、具体的なガイドラインとして示されてきた「倫理的意思決定のプロセス」や「倫理的ジレンマ解決のための意思決定プロセス」「ジレンマ解決のための10のステップ」などを基にして、質的調査分析における枠組みを生成した。

先行する文献において示されてきた倫理的ジレンマへの対処における思考や行動について抽出した内容をそれぞれ断片化し、類似の文献の記述内容をまとめてコード化を行った。導き出したコードとして、「価値・倫理の特定」「個人・組織の特定」「助言」「働きかけ」「価値・倫理の選択・実践」という5つのコードにまとめること

ができ、そこから「倫理的ジレンマへの対処に向けての実践レベル」、「倫理的ジレンマへの対処に向けての専門職としての行動」という2つのカテゴリーにまとめることができた。これらに集約された内容を基に、実践の状況に照らして最も特徴的に表れやすいと思われる取り組みについてカテゴリーの概念図を作成した。その上でこれらの概念について、質的研究における分析の枠組みとして活用するものとした。

本研究では、こうした“自律性”の高い独立型社会福祉士の倫理についての実践の実態を把握すべく、今日のわが国におけるソーシャルワーク実践の指針となっている「社会福祉士の倫理綱領」における「倫理原則」「倫理基準」を用いて操作的に定義し、31項目の「倫理綱領」に対する「自己認識」に関する質問項目として生成をした。認識の程度について、5件法を活用(値が高い程強く意識して実践できている)して測ることとした。

第3章 研究の方法

第1節 研究方法の概要

本研究では、量的調査及び質的調査を組み合わせる「トライアングレーション（ひとつの現象についてさまざまな方法、研究者、調査対象群、空間的・時間的セッティングあるいは異なった理論的立場を組み合わせる）」^{4 2)}の理論を用いて分析を行うことで、妥当性や信用性等を高めるものとした。

本研究において量的調査を行う理由は、先行研究において見られなかった倫理的ジレンマの実態を量的に明らかにし、それらに影響を及ぼす特性について科学的に分析を行うことに適していると考えられるからである。

また質的調査を行う理由は、先行研究において見られなかった倫理的ジレンマへの対処の実態に関して、量的調査では答えにくく調査しにくい対処していく際の思考や行動といった具体的な実態を探ることに適していると考えられるからである。

量的調査では、質問紙調査データの分析を行う。組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーを対象に彼らが実践で経験する倫理的ジレンマ及びその特性に関して質問紙調査を行い、結果を量的な分析（記述統計、因子分析、平均値分析、相関分析、重回帰分析等）によって分析を行う。

質的調査では、質問紙調査における自由記述の質的分析及び面接調査におけるインタビューデータの質的分析を行う。面接調査では、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーを対象にインタビューガイドに沿った半構造化面接を行う。

<引用注9>

4 2) 質的研究入門「人間の科学」のための方法論 / ウヴェ・フリック著 ; 小田博志 [ほか] 訳、春秋社 , 2002, pp491 19-21

第2節 量的調査

第1項 量的調査の方法と分析の手順

量的調査では、質問紙調査データの分析を行う。組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーを対象に彼らが実践で経験する倫理的ジレンマ及びその特性に関して質問紙調査を行い、量的な分析を行う。

質問紙では、先行研究で示されてきた倫理的ジレンマの構造を基に作成した倫理的ジレンマ体験の有無に関する質問、ソーシャルワーカーの倫理綱領における倫理原則や倫理基準に関する倫理実践認識を問う質問を設けた。

分析の手順としては、各分析の仮説を設定した上で、まず調査対象者の属性及び倫理的ジレンマや倫理実践認識の実態について、実践レベル毎の平均値分析を行うことによって組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの特徴を明らかにする。

倫理的ジレンマ及び倫理実践認識については、因子分析を行って項目毎に分類し、その平均値を用いてそれらの差異を分析する。その上で倫理的ジレンマに影響を及ぼす変数について、相関分析、重回帰分析を行い、明らかにする。

相関分析では、組織型ソーシャルワーカーと独立型ソーシャルワーカーの各実践レベルの倫理的ジレンマ間、独立変数となる倫理実践認識間の関係性を分析する。そして重回帰分析では、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの調査対象者の倫理的ジレンマを従属変数、倫理実践認識を独立変数として分析し、各因子において倫理的ジレンマに影響を及ぼしやすい変数について探索する。

分析には、SPSS. 22～25 を用いる。

第2項 量的調査の概要

(1) 実施時期・内容

平成28年8月1日から平成28年9月24日にかけて調査協力機関に質問紙を送付し、調査対象者からの回答を郵送にて回収した。どのような状況や場面において倫理上のジレンマが生じているか、そのジレンマへの対処状況はどのようなものか等に関する質問に回答していただき倫理的ジレンマの実態について量的な分析を行った。

(2) 実施対象

組織型ソーシャルワーカー 調査分析対象 125名

市区町村社会福祉協議会1851機関（平成27年4月現在）のうち、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、かつ調査への協力の得られた78の機関（所属するコミュニティソーシャルワーカー数279名）＜付録2＞にて質問紙を送付した。回答返却数は182名であり、回収率は65%であった。さらに、今回の調査において「独立型」実践者との比較分析を行うため、社会福祉士資格の有資格者である125名を調査分析の対象とした。

独立型ソーシャルワーカー 調査分析対象 84名

日本社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿登録者400機関（平成27年4月現在）のうち、調査への協力の得られた110の機関（所属する独立型社会福祉士160名）＜付録2＞に質問紙を送付した。回答返却数は84名であり、回収率52.5%であった。今回の調査では、その84名を調査分析の対象とした。

(3) 倫理的配慮

事前に調査票を協力機関に送付し、調査協力者へ配布をしていただいた。倫理的配慮として、返送は個々の返信用封筒にて任意で行っていただくこととし、個人を特定できないよう配慮した。

第3節 質的調査

第1項 質的調査の方法と分析の手順

質的調査では、質問紙調査における自由記述の質的分析及び面接調査におけるインタビューデータの質的分析を行う。ソーシャルワーカーがどのように倫理的ジレンマへの対処を行なっているのか、その具体的な思考や行動について明らかにしていくことを目的に分析を行う。

面接調査では、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーを対象にインタビューガイドに沿った半構造化面接を行う。

調査分析の方法として、佐藤（2010）による質的データ分析の枠組みを用いて分析を行った。この枠組みを用いる理由は、カテゴリー化を行いながら分析を行う質的分析の中でも、よりそのプロセスを重視するグラウンテッドセオリーや M-GTA 等に比べてより現象をカテゴライズしていく手法が本研究に適していると考えられたからである。

分析の手順としては、まず倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の特徴についてコード化を行い、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの特徴を明らかにする。

その上で構造化を行った上で、量的調査による分析で探索した組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの調査対象者に影響を及ぼしやすい因子の特性に応じた思考や行動の特徴を抽出し、今後の倫理的ジレンマへの対処能力の向上に役立てる要素を見出していくものとする。

第2項 質的調査の概要

(1) 実施時期・内容

令和1年5月17日から令和1年6月28日にかけて、調査協力者が属する事務所や機関の一室にて、半構造化面接を実施した。どのような状況や場面において倫理的ジレンマが生じ、そのジレンマにどのように対処しているかを具体的に抽出できるよう作成したインタビューガイド(表7)に沿って回答していただき、倫理上のジレンマへの対処の実態について質的な分析を行った。

(表7) 面接調査におけるインタビューガイド

1 あなたご自身について

- 1 所属や職種名について教えてください。
- 2 現在の職務の経験年数について教えてください。
- 3 現在携わられている主な職務内容について教えてください。

2 倫理的ジレンマ及び対処について

1. これまでの職務の中で、クライアントとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ(ご自身が特に意識して行った思考や行動) ことについて教えてください。
2. これまでの職務の中で、同僚や専門職同士、組織、連携する他機関などとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ(ご自身が特に意識して行った思考や行動) ことについて教えてください。

3. これまでの職務の中で、地域住民や地域組織などとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ（ご自身が特に意識して行った思考や行動）ことについて教えてください。

4. これまでの職務の中で、社会における政策や法制度などとの関係において倫理的ジレンマを感じられたことはありますか。あります場合、具体的にはどのような場面でしょうか。その際に取り組んだ（ご自身が特に意識して行った思考や行動）ことについて教えてください。

※先行研究レビューより、筆者作成

(2) 実施対象

調査対象数：調査協力の得られた8機関（8名）の属性 (表8)

- ・組織型ソーシャルワーカー 社会福祉協議会 4機関（4名）

(調査への協力の得られた「都市部」の市区町村社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー2名と「郊外」の市区町村社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー2名)

- ・独立型ソーシャルワーカー 独立型社会福祉士事務所 4機関（4名）

(調査への協力の得られた「都市部」の独立型社会福祉士事務所の独立型社会福祉士2名と「郊外」の独立型社会福祉士事務所の独立型社会福祉士2名)

(表8) 調査協力者の基本属性

	性別	年齢	経験年数	所属・職種	地域性
社A	女性	50代	4年	「組織型」※1	都市部

社B	男性	40代	3年	「組織型」※1	都市部
社C	女性	20代	7年	「組織型」※1	都市部
社D	男性	30代	4年	「組織型」※1	郊外
独E	男性	60代	5年	「独立型」※2	郊外
独F	男性	40代	8年	「独立型」※2	都市部
独G	女性	50代	9年	「独立型」※2	郊外
独H	女性	30代	4年	「独立型」※2	都市部

※1「市区町村社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等）」 ※2「独立型社会福祉士事務所（独立型社会福祉士）」

（3） 倫理的配慮

調査協力機関および調査協力者に調査趣旨や概要、データ収集や保管方法、情報の保護、研究目的以外で使わないこと等を説明し、承諾を得た。

また、ICレコーダーでの録音についても、個人を特定できないよう配慮すること、研究分析終了後はデータを廃棄すること等を伝え、了解を得て実施した。

第4章 量的調査分析の結果

第1節 質問紙調査対象者の属性

(1)調査対象者の属性(記述統計)

組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの属性について記述統計を行い、比較を行った(表9)。

①経験年数

組織型ソーシャルワーカーでは、「5年未満」(「1年未満」「1年以上～3年未満」「3年以上～5年未満」)の割合が合わせて54.4%となっているのに対し、独立型ソーシャルワーカーでは、「5年以上」(「5年以上～10年未満」「10年以上～15年未満」「15年以上～20年未満」「20年以上」)の割合が合わせて66.7%となっており、経験年数が高い傾向があった。

②性別

組織型ソーシャルワーカーでは「男性」が52.8%、「女性」が47.2%であり、独立型ソーシャルワーカーでは「男性」が50.0%、「女性」が48.8%となっており、共に男女の割合はほぼ半数で大きな差異は見られなかった。

③年齢

組織型ソーシャルワーカーでは、「50歳未満」(「20歳以上～30歳未満」「30歳以上～40歳未満」「40歳以上～50歳未満」)の割合が合わせて88.8%となっているのに対し、独立型ソーシャルワーカーでは、「50歳以上」(「50歳以上～60歳未満」「60歳以上～70歳未満」「70歳以上」)の割合が合わせて80.8%となっており、年齢が高い傾向があった。

④学歴

組織型ソーシャルワーカー、独立型ソーシャルワーカー共に「大学卒」の割合が多

く、それぞれ72.8%、75%となっている。次いで多いのが、組織型では、「短大（高専を含む）」の2.4%であるのに対して、独立型ソーシャルワーカーでは、「大学院」の21.4%と差異が見られた。

⑤専攻分野

組織型ソーシャルワーカー、独立型ソーシャルワーカー共に「福祉学系」の割合が多く、それぞれ66.4%、50.0%と共に約半数であり大きな差異は見られなかった。

⑥所持資格

組織型ソーシャルワーカーのソーシャルワーク系（社会福祉士のみ・社会福祉士と他のソーシャルワーク系の資格）の割合が53.6%であるのに対し、独立型ソーシャルワーカーのソーシャルワーク系（社会福祉士のみ・社会福祉士と他のソーシャルワーク系の資格）の割合は27.4%と低く、ケアワーク系の45.2%、その他の16.6%をはじめソーシャルワーク系以外の他分野の資格を多く所持している傾向がみられた。

⑦所在地域

組織型ソーシャルワーカー、独立型ソーシャルワーカー共に、「関東甲信越」の割合が多く、それぞれ32.0%、41.7%となっている。次いで多いのが、組織型ソーシャルワーカー、独立型ソーシャルワーカー共に「近畿」の割合が多く、それぞれ16.0%、27.4%となっている。

(2) まとめ

今回の調査対象者である組織型ソーシャルワーカーと独立型ソーシャルワーカーの属性としては、「年齢」「経験年数」「高学歴者」「複数資格所持者」の割合について、いずれも独立型ソーシャルワーカーが組織型ソーシャルワーカーに比べその割合が高い傾向があった。

(表9) 組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの属性

(N209)		組織型ソーシャルワーカー(N125)	カテゴリー別	独立型ソーシャルワーカー(N84)	カテゴリー別		
① 経験年数	1. 1年未満	16(12.8%)	1.5年未満	0(0%)	1.5年未満		
	2. 1年以上～3年未満	33(26.4%)		4(4.8%)		28(33.4%)	
	3. 3年以上～5年未満	19(15.2%)	68(54.4%)	24(28.6%)			
	4. 5年以上～10年未満	22(17.6%)	2.5年以上	38(45.2%)	2.5年以上		
	5. 10年以上～15年未満	9(7.2%)		13(15.5%)			
	6. 15年以上～20年未満	14(11.2%)		4(4.8%)		56(66.6%)	
	7. 20年以上	12(9.6%)	57(45.6%)	1(1.1%)			
② 性別	1. 男性	66(52.8%)		41(48.8%)			
	2. 女性	59(47.2%)		42(50.0%)			
③ 年齢	1. 20歳以上～30歳未満	33(26.4%)	1.50歳未満	0(0%)	1.50歳未満		
	2. 30歳以上～40歳未満	41(24.8%)		6(7.1%)		17(20.2%)	
	3. 40歳以上～50歳未満	47(37.6%)	121(88.8%)	11(13.1%)			
	4. 50歳以上～60歳未満	13(10.4%)	2.50歳以上	24(28.6%)	2.50歳以上		
	5. 60歳以上～70歳未満	1(0.8%)		40(47.6%)		67(79.8%)	
	6. 70歳以上	0(0%)	14(11.2%)	3(3.6%)			
④ 最終学歴	1. 大学院	3(2.4%)	1. 大学以上	18(21.4%)	1. 大学以上		
	2. 大学	91(72.8%)		63(75.0%)		81(96.4%)	
	3. 短大(高専含む)	14(11.2%)	2. 大学未満	1(1.2%)	2. 大学未満		
	4. 専門学校	13(10.4%)		1(1.2%)			
	5. 高校	3(2.4%)		31(24.8%)		1(1.2%)	3(3.6%)
	6. その他	1(0.8%)				0(0%)	
⑤	1. 福祉学系	83(66.4%)	1. 福祉	42(50.0%)	2. 福祉		
			83(66.4%)			42(50.0%)	

専攻分野	2. 教育・心理学系	8 (6.4%)		1 (1.2%)	
	3. 社会学系	3 (2.4%)		6 (7.1%)	
	4. 法学・政治学系	2 (1.6%)		6 (7.1%)	
	5. 医学系	1 (0.8%)	2. 福祉以外	3 (3.0%)	2. 福祉以外
	6. 経済・経営・商学系	7 (5.6%)	42 (33.6%)	6 (7.1%)	42 (50.0%)
	7. 理工学系	5 (4.0%)		5 (6.0%)	
	8. 農学系	3 (0%)		2 (2.4%)	
	9. その他	15 (12.0%)		13 (16.1%)	
⑥ 所持資格	1. ソーシャルワーク系	67 (53.6%)	1. 福祉系	23 (27.4%)	1. 福祉系
	2. ソーシャルワークとケアワーク系	54 (43.2%)	121 (96.8)	38 (45.2%)	61 (72.6)
	3. ソーシャルワーク系と医療系	1 (0.8%)		1 (1.2%)	
	4. ソーシャルワーク系と法律系	0 (0%)		3 (3.6%)	
	5. ソーシャルワーク系と教育系	1 (0.8%)	2. 福祉以外	3 (3.6%)	2. 福祉以外
	6. ソーシャルワーク系と栄養系	1 (0.8%)	4 (3.2%)	1 (1.2%)	23 (27.4%)
	7. ケアワーク系と医療系	1 (0.8%)		1 (1.2%)	
	8. その他	0 (0%)		14 (16.6%)	
⑦ 所在 地域	1. 北海道	4 (3.2%)	1. 関東以北	5 (6.0%)	1. 関東以北
	2. 東北	18 (14.4%)	62 (49.6)	6 (7.1%)	46 (54.8)
	3. 関東甲信越	40 (32.0%)		35 (41.7%)	
	4. 北陸	5 (4.0%)		2 (2.4%)	
	5. 中部	14 (11.2%)		4 (4.8%)	
	6. 近畿	20 (16.0%)	2. 関東以西	23 (27.4%)	2. 関東以西
	7. 中国	1 (0.8%)	63 (50.4%)	3 (3.6%)	38 (45.2%)
	8. 四国	4 (3.2%)		0 (0%)	
	9. 九州・沖縄	19 (15.2%)		6 (7.0%)	

第2節 質問紙調査結果と分析(倫理的ジレンマの実態—従属変数)

(1) 倫理的ジレンマの実態に関する質問項目の因子分析

倫理的ジレンマの実態に関する質問項目における妥当性・信頼性を検討し、どのような因子構造であるかを明らかにするため、尺度を構成する11項目において欠損値のない209票のデータを用いて、因子分析(プロマックス回転を伴う主因子法)を行った(表10)因子負荷量が低い項目について、その意味を考慮しつつ検討し、0.45以下の項目を削除することとしたが、その結果、計9項目から構成された4因子が抽出された。抽出した各因子の質問項目及び分析の構造を踏まえて命名した因子構造は次のとおりである。

① 第1因子

第1因子は、「クライアントの価値と自身の価値との間でジレンマを感じる」「クライアントの家族の価値との間で、ジレンマを感じる」の2項目で構成されており、「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」と命名した。

② 第2因子

第2因子は、「ソーシャルワーク専門職の価値との間で、ジレンマを感じる」「④他専門職の価値との間で、ジレンマを感じる」「所属している機関や専門職団体等の価値との間で、ジレンマを感じる」の3項目で構成されており、「組織レベルでの倫理的ジレンマ」と命名した。

③ 第3因子

第3因子は、「地域の人々の福祉サービスに対する価値との間で、ジレンマを感じる」「行政や関係機関の指導内容や規制のためジレンマを感じる」の2項目で構成さ

れており、「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」と命名した。

④ 第4因子

第4因子は、「地域ソーシャルワークに関する知識の不足のため、ジレンマを感じる」「地域ソーシャルワーク実践技術の不足のため、ジレンマを感じる」の2項目で構成されており、「自己レベルでの倫理的ジレンマ」と命名した。

なお、除外された項目は、「クライアントの属する集団の価値との間で、ジレンマを感じる」「社会資源（資金や資源の不公平な配分・過不足等）の問題でジレンマを感じる」であった。

また、抽出された各因子の内的整合性を検討するために、Cronbachの α 信頼係数を求めた。第1因子.775、第2因子.685、第3因子.674、第4因子.951であり、第2因子、第3因子がやや低いものの信頼性が確認された。

(表10) 倫理的ジレンマの実態に関する質問項目の因子分析

質問項目	因子			
	因子1	因子2	因子3	因子4
因子1「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」				
クライアントの価値と自身の価値との間でジレンマを感じる				
	.832	-.129	.059	-.005
クライアントの家族の価値との間でジレンマを感じる				
	.807	.077	-.073	-.007
クライアントの属する集団の価値との間でジレンマを感じる				
	.299	.431	.006	.013

因子 2 「組織レベルでの倫理的ジレンマ」

ソーシャルワーク専門職の価値

との間でジレンマを感じる -. 046 . 888 -. 105 -. 028

所属している機関や専門職団体

等の価値との間でジレンマを感じ
じる -. 048 . 549 . 060 . 075

他専門職の価値との間でジレン
マを感じる -. 034 . 540 . 157 -. 035

因子 3 「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」

地域の人々の福祉サービスに対

する価値との間でジレンマを感じ
じる . 003 . 077 . 723 -. 019

行政や関係機関の指導内容や規
制のためジレンマを感じる -. 066 -. 039 . 686 -. 008

社会資源（資金や資源の不公平
な配分・過不足等）の問題でジ
レンマを感じる . 141 . 028 . 446 . 052

因子 4 「自己レベルでの倫理的ジレンマ」

地域ソーシャルワーク実践技術

の不足のためジレンマを感じる . 020 . 009 -. 016 . 959

地域ソーシャルワークに関する

知識の不足のためジレンマを感じ
じる -. 028 -. 005 . 015 . 949

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法^a

(2) 倫理的ジレンマの実践レベル毎の実態に関する平均値分析

地域を基盤としたソーシャルワーカーに生じる倫理的ジレンマとして設定した 11 の質問項目のうち、因子分析によって分類した 4 つの因子構造における 9 項目について、実践レベル毎の平均値分析及び T 検定を行い、分類した項目に従って、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの実態として記述した (表 11)。

① 所属別の平均値・標準偏差

組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの中で最も高い値を示したのは「自己レベルでの倫理的ジレンマ」 ($M=3.85, SD=.947$) であり、次いで「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」 ($M=3.70, SD=.785$) であった。

そして独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの中で最も高い値を示したのは「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」 ($M=3.56, SD=.974$) であり、次いで「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」 ($M=3.40, SD=1.022$) であった。

② 各実践レベル別の平均値・標準偏差、T 検定結果

クライアントレベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー共に平均値・標準偏差 (それぞれ $M=3.58, SD=.846$ 、 $M=3.41, SD=1.022$) は高いが、組織型ソーシャルワーカーの方がやや認識の度合は高い傾向があった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ有意ではなかった ($t(207)=1.35, p=.179$)。

組織レベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー共に平均値・標準偏差 (それぞれ $M=3.54, SD=.785$ 、 $M=3.28, SD=.802$) は高いが、組織型ソーシャルワーカーの方がやや認識の度合は高い傾向があった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ、有意ではなかった ($t(207)=2.28, p=.024$)。

地域・社会レベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー

共に平均値・標準偏差（それぞれ $M=3.70, SD=.785$ 、 $M=3.56, SD=.974$ ）は高いが組織型ソーシャルワーカーの方がやや認識の度合いは高い傾向があった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ、有意ではなかった（ $t(207)=1.12, p=.265$ ）。

自己レベルでは、組織型ソーシャルワーカーの平均値・標準偏差（ $M=3.85, SD=.947$ ）が大幅に高い傾向があり、独立型ソーシャルワーカーの平均値・標準偏差（ $M=2.98, SD=1.093$ ）は低かった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ、有意であった（ $t(207)=6.09, p=.000$ ）。この結果と平均値を見ると、組織型ソーシャルワーカーの方が独立型ソーシャルワーカーよりも「自己レベルでの倫理実践認識」の度合いが高いと解釈できる。

これらの結果から、『（仮説 1）組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマにおける「自己レベルでの倫理的ジレンマ」は、独立型ソーシャルワーカーよりも度合いが高い。』は、支持された。

（表 1 1）実践レベル毎の倫理的ジレンマの実態

倫理的ジレンマ		組織型ソーシャルワーカー (n=125)	独立型ソーシャルワーカー(n=84)	t 値	自由度 (df)	有意 確率(p)
クライエントレベル	平均値	3.58	3.41	1.35	207	.179
	標準偏差	.846	1.022			
組織レベル	平均値	3.60	3.28	2.28	207	.024
	標準偏差	.785	.802			
地域・社会レベル	平均値	3.70	3.56	1.12	207	.265
	標準偏差	.785	.974			
自己レベル	平均値	3.85	2.98	6.09	207	.000
	標準偏差	.947	1.093			

第3節 質問紙調査結果と分析(倫理実践認識の実態－独立変数)

(1) 倫理実践認識の実態に関する質問項目の因子分析

倫理実践認識の実態に関する質問項目における妥当性・信頼性を検討し、どのような因子構造であるかを明らかにするため、尺度を構成する31項目において欠損値のない209票のデータを用いて、因子分析(プロマックス回転を伴う主因子法)を行った(表12)

因子負荷量が低い項目について、その意味を考慮しつつ検討し、0.45以下の項目を削除することとしたが、その結果、9項目を除く計22項目から構成された4因子が抽出された。抽出した各因子の質問項目及び分析の構造を踏まえて命名した因子構造は、次のとおりである。

①第1因子

第1因子は、「利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない」「利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する」「利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる」「立場を利用した信用失墜行為を行わない」「利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る」「利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する」「利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない」の7項目で構成されており、「クライアントレベルでの倫理実践認識」と命名した。

②第2因子

第2因子は、「他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人

にその事実を知らせ、必要な対応を促す」「不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する」「人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける」「社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける」「教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す」「利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める」「すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する」「実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける」「人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める」「常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する」の10項目で構成されており、「組織レベルでの倫理実践認識」と命名した。

③第3因子

第3因子は、「差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、社会正義の実現を目指す」「人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する」「すべての人間を違いにかかわらずかけがえのない存在として尊重する」の3項目で構成されており、「地域・社会レベルの倫理実践認識」と命名した。

④第4因子

第4因子は、「倫理綱領に対して常に誠実である」「専門的力量を発揮し、その専門性を高める」の2項目で構成されており、「自己レベルでの倫理実践認識」と命名した。

なお、除外された項目は、「利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する」「意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する」「業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える」「利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する」「利用者の自己決定を尊

重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する」「実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する」「相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する」「自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する」「最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る」の項目であった。

また、抽出された各因子の内的整合性を検討するために、Cronbachの α 信頼係数を求めたところ、.916であり、信頼性が確認された。

(表 1 2) 倫理実践認識の実態に関する質問項目の因子分析

質問項目	因子			
	因子1	因子2	因子3	因子4
因子1「クライアントレベルでの倫理実践認識」				
利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない	.877	-.243	.025	-.175
利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する	.790	-.098	.025	-.070
利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる	.727	-.018	.058	-.032
立場を利用した信用失墜行為を行わない	.666	-.084	-.092	.177
利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る	.609	.267	-.093	-.219
利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する	.530	.017	.181	-.004
利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない	.487	-.217	-.050	.464

利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する	.432	.159	.238	.019
利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する	.373	.309	.265	-.087
意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する	.349	.120	.165	.243
業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える	.343	.027	.316	.172
利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する	.191	-.088	.166	-.046

因子2「組織レベルでの倫理実践認識」

他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す	-.059	.880	-.062	-.231
不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する	.023	.784	.008	-.113
人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける	-.399	.657	.187	.000
社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける	-.012	.613	.226	-.058
教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す	.258	.542	-.155	.189
利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める	-.203	.530	-.018	.352
すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する	.342	.523	-.081	.032
実践現場との間で倫理的ジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける	.005	.514	.079	.128
人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める	-.019	.479	.246	.039
常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する	-.188	.476	-.101	.439

最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る	.208	.449	-.182	.268
実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する	.222	.349	-.033	.262
相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する	.279	.307	-.041	.213

因子3 「地域・社会レベルでの倫理実践認識」

差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、社会正義の実現を目指す	.029	.124	.779	-.065
人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する	-.050	-.007	.727	.201
すべての人間を、違いにかかわらずかけがえのない存在として尊重する	.136	-.071	.449	.310

因子4 「自己レベルでの倫理実践認識」

倫理綱領に対して常に誠実である	-.185	-.082	.196	.814
専門的力を発揮し、その専門性を高める	-.039	.096	.050	.693
自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する	.150	.054	.170	.343

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うプロマックス法^a

(2) 倫理実践認識の実践レベル毎の実態に関する平均値分析

地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーの倫理実践認識として設定した 31 の質問項目のうち、因子分析によって分類した 4 つの因子構造における 24 項目について、実践レベル毎の平均値分析及び T 検定を行い、分類した項目に従って、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーの倫理実践認識の実態として記述した (表 13)。

① 所属別の平均値・標準偏差

組織型ソーシャルワーカーの倫理実践認識の中で最も高い値を示したのは「クライアントレベルでの倫理実践認識」 ($M=4.17, SD=1.300$) であり、次いで「地域・社会レベルでの倫理実践認識」 ($M=3.42, SD=.661$) であった。

そして独立型ソーシャルワーカーの倫理実践認識の中で最も高い値を示したのは「クライアントレベルでの倫理実践認識」 ($M=4.30, SD=.515$) であり、次いで「自己レベルでの倫理実践認識」 ($M=4.05, SD=.675$) であった。

② 各実践レベル別の平均値・標準偏差、T検定結果

クライアントレベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー共に平均値（それぞれ $M=4.17, SD=1.300$ 、 $M=4.30, SD=.515$ ）は高いが、独立型ソーシャルワーカーの方がやや認識の度合は高い傾向があった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ、有意ではなかった ($t(207)=-.90, p=.372$)。

組織レベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー共に平均値（それぞれ $M=3.15, SD=.541$ 、 $M=3.63, SD=.611$ ）は高いが、独立型ソーシャルワーカーの方がやや認識の度合は高い傾向があった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ、有意であった ($t(207)=-5.94, p=.000$)。この結果と平均値を見ると、独立型ソーシャルワーカーの方が組織型ソーシャルワーカーよりも「組織レベルでの倫理実践認識」の度合が高いと解釈できる。

地域・社会レベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー共に平均値（それぞれ $M=3.42, SD=.661$ 、 $M=4.01, SD=.750$ ）は高いが、独立型ソーシャルワーカーの方が大幅に認識の度合は高い傾向があった。統計的な有意差について見るために T 検定を行ったところ、有意であった ($t(207)=-5.98, p=.000$)。この結果と平均値を見ると、独立型ソーシャルワーカーの方が組織型ソーシャルワーカーよりも「地域・社会レベルでの倫理実践認識」の度合が高いと解釈できる。

自己レベルでは、組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー共に平均値（それぞれ $M=3.27, SD=.726$ 、 $M=4.05, SD=.675$ ）は高いが、独立型ソーシャルワーカーの方が大幅に認識の度合は高い傾向があった。統計的な有意差について見るた

めに T 検定を行ったところ、有意であった ($t(207)=-7.87, p=.000$)。この結果と平均値を見ると、独立型ソーシャルワーカーの方が組織型ソーシャルワーカーよりも「自己レベルでの倫理実践認識」の度合いが高いと解釈できる。

これらの結果から、『(仮説 2) 独立型ソーシャルワーカーの倫理実践認識における「自己レベルでの倫理実践認識」は、組織型ソーシャルワーカーよりも度合いが高い』は、支持された。

(表 1 3) 「実践レベル毎の倫理実践認識」の実態

倫理実践認識		組織型ソーシャルワーカー (n=125)	独立型ソーシャルワーカー (n=84)	t 値	自由度 (df)	有意確率(p)
クライエントレベル	平均値	4.17	4.30	-.90	207	.372
	標準偏差	1.300	.515			
組織レベル	平均値	3.15	3.63	-5.94	207	.000
	標準偏差	.541	.611			
地域・社会レベル	平均値	3.42	4.01	-5.98	207	.000
	標準偏差	.661	.750			
自己レベル	平均値	3.27	4.05	-7.87	207	.000
	標準偏差	.726	.675			

第4節 質問紙調査結果と分析(倫理的ジレンマの要因)

第1項 倫理的ジレンマの実践レベル間及び変数(倫理実践認識)間の相関関係分析

(1) 倫理的ジレンマの実践レベル毎の変数間の相関関係分析

倫理的ジレンマの関連要因の分析に移る前に、倫理的ジレンマの実践レベル毎の変数間における相関関係の有無について、相関関係分析を行った(表14)。

「①クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」と「②組織レベルでの倫理的ジレンマ」($r=.304, p<.001$)、「②組織レベルでの倫理的ジレンマ」と「③地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」($r=.392, p<.001$)、「③地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」と「④自己レベルでの倫理実践認識」($r=.324, p<.001$)の間には、中程度の相関性が認められた。

しかし、いずれの変数間においても多重共線性が危惧されるほどの相関性は認められなかった。

(表14) 倫理的ジレンマの実践レベル毎の変数間における相関分析 a)

	①	②	③	④
①クライアントレベルでの倫理的ジレンマ	1	.304**	.280**	.273**
②組織レベルでの倫理的ジレンマ		1	.392**	.307**
③地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ			1	.329**

④自己レベルでの倫理的ジレンマ				1
-----------------	--	--	--	---

a)各項目

間での Pearson の相関係数 **: $r < .01$, *: $r < .05$

各項目のカテゴリーは次の通り。（「①クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」「②組織レベルでの倫理的ジレンマ」「③地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」「④自己レベルでの倫理的ジレンマ」）

（２） 倫理実践認識の実践レベル毎の変数間の相関関係分析

倫理的ジレンマの関連要因の分析で用いる特性（「実践レベル毎の倫理実践認識①クライアントレベルでの倫理実践認識②組織レベルでの倫理実践認識③地域・社会レベルでの倫理実践認識④自己レベルでの倫理実践認識」）に関する各変数間における相関関係の有無についても、相関関係分析を行った（表 1 5）。

「①クライアントレベルでの倫理実践認識」と「②組織レベルでの倫理実践認識」（ $r = .432, p < .001$ ）、「①クライアントレベルでの倫理実践認識」と「③地域・社会レベルでの倫理実践認識」（ $r = .418, p < .001$ ）、「①クライアントレベルでの倫理実践認識」と「④自己レベルでの倫理実践認識」（ $r = .468, p < .001$ ）の間には、中程度の相関性が認められた。

さらに「②組織レベルでの倫理実践認識」と「③地域・社会レベルでの倫理実践認識」（ $r = .561, p < .001$ ）、「②組織レベルでの倫理実践認識」と「④自己レベルでの倫理実践認識」（ $r = .605, p < .001$ ）、「③地域・社会レベルでの倫理実践認識」と「④自己レベルでの倫理実践認識」（ $r = .616, p < .001$ ）の間には中程度の相関性が認められた。

しかし、いずれの変数間においても多重共線性が危惧されるほどの相関性は認められなかった。

(表 1 5) 倫理実勢認識に関する各変数間における相関分析a)

	①	②	③	④
①クライアントレベルでの倫理的実践認識	1	.432**	.418**	.468**
②組織レベルでの倫理的実践認識		1	.561**	.605**
③地域・社会レベルでの倫理的実践認識			1	.616**
④自己レベルでの倫理的実践認識				1

a)各項目間での Spearman の順位相関係数 **: $r < .01$, *: $r < .05$

各項目のカテゴリーは次の通り。（「実践レベル毎の倫理実践認識－①クライアントレベルでの倫理実践認識②組織レベルでの倫理実践認識③地域・社会レベルでの倫理実践認識④自己レベルでの倫理実践認識」）

第2項 倫理的ジレンマと倫理実践認識との重回帰分析

(1) 組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマと倫理実践認識に関する重回帰分析

倫理的ジレンマの4つの実践レベルの各得点を従属変数にし、属性（経験年数・年齢・性別・学歴・専攻・所持資格・地域）及び各実践レベルの倫理実践認識の変数を独立変数として投入し、重回帰分析を行った（表16）その結果、「自己レベルの倫理的ジレンマ」に対して「自己レベルでの倫理実践認識」が5%水準で有意な関連を示した（ $\beta = .250$, $p = .036$ ）。すなわち、自己レベルの倫理的ジレンマが多い人は自己レベルでの倫理実践認識が低いということである。

（表16）組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの各実践レベルと属性及び各実践レベルの倫理実践認識との関連^{a)}

	クライアントレベルでの倫理的ジレンマ	組織レベルでの倫理的ジレンマ	地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ	自己レベルでの倫理的ジレンマ
	標準化係数	標準化係数	標準化係数	標準化係数
経験年数	-.050	.044	-.147	-.139
年齢	.033	.025	.008	-.152
性別	.062	-.023	.025	-.078
学歴	.109	.048	.013	.074
専攻	-.173	-.128	-.030	-.025
所持資格	.038	.044	.011	-.054
地域	.088	-.007	.088	.059
クライアントレベルでの倫理実践認識	-.097	.012	.072	.110
組織レベルでの倫理実践認識	-.004	.105	.169	.039
地域・社会レベルでの倫理実践認識	-.039	.027	-.023	.005

自己レベルでの倫理実践認識	.068	.093	.002	.250*
重相関係数	.050	.059	.063	.146

a) 重回帰分析（強制投入法）による。**: $p<.01$,*: $p<.05$

(2) 独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマと倫理実践認識に関する重回帰分析

倫理的ジレンマの4つの実践レベルの各得点を従属変数にし、属性（経験年数・年齢・性別・学歴・専攻・所持資格・地域）及び各実践レベルの倫理実践認識の変数を独立変数として投入し、重回帰分析を行った（表17）。その結果、「地域・社会レベルの倫理的ジレンマ」に対して「地域・社会レベルでの倫理実践認識」が5%水準で有意な関連を示し（ $\beta=-.305$, $p=.038$ ）、「自己レベルの倫理的ジレンマ」に対して「地域・社会レベルでの倫理実践認識」が有意な関連を示した（ $\beta=-.358$, $p=.010$ ）。すなわち、地域・社会レベルの倫理的ジレンマ、自己レベルの倫理的ジレンマが多い人は、地域・社会レベルでの倫理実践認識が低いということである。

(表17) 独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの各実践レベルと属性及び各実践レベルの倫理実践認識との関連^{a)}

	クライアントレベルでの倫理的ジレンマ	組織レベルでの倫理的ジレンマ	地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ	自己レベルでの倫理的ジレンマ
	標準化係数	標準化係数	標準化係数	標準化係数
経験年数	.058	-.050	-.053	.016
年齢	-.023	.126	.004	.150
性別	-.018	.011	.060	.052
学歴	.000	.073	-.051	-.006
専攻	.054	-.034	-.090	.009
所持資格	-.096	-.257	-.062	-.138

地域	.181	.122	.031	.133
クライアントレベルでの倫理実践認識	-.220	.068	.189	.076
組織レベルでの倫理実践認識	-.002	-.268	.063	-.178
地域・社会レベルでの倫理実践認識	-.148	.156	-.305*	-.358*
自己レベルでの倫理実践認識	.232	.010	.042	.075
重相関係数	.124	.109	.101	.198

a) 重回帰分析（強制投入法）による。**: $p < .01$, *: $p < .05$

(3) まとめ

重回帰分析での結果を要約してみると、次のような結果が得られた。

組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに影響を及ぼす要因として顕著であったのは、「自己レベルでの倫理的ジレンマ」における「自己レベルでの倫理実践認識」であった ($\beta = .250$, $p = .036$)。これらから、組織型ソーシャルワーカーで最も多い「自己レベルでの倫理的ジレンマ」では、特に「自己レベルでの倫理実践認識」が大きく影響を及ぼしていると考えられる。

独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに影響を及ぼす要因として顕著であったのは、「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」「自己レベルでの倫理的ジレンマ」における、「地域・社会レベルでの倫理実践認識」であった ($\beta = -.305$, $p = .038$, $\beta = -.358$, $p = .010$)。これらから、独立型ソーシャルワーカーで最も多い「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」では、特に「地域・社会レベルでの倫理実践認識」「自己レベルでの倫理実践認識」が大きく影響を及ぼしていると考えられる。

以上の結果から、『(仮説3) 組織型ソーシャルワーカーの「自己レベルでの倫理的ジレンマ」では「自己レベルでの倫理実践認識」が特に強く影響を及ぼしている。』『(仮説4) 独立型ソーシャルワーカーの「地域・社会レベルでの倫理実践認識」では「地域・社会レベルでの倫理実践認識」が特に強く影響を及ぼしている。』については、支持された。

第5章 質的調査分析の結果

第 1 節 質問紙調査(自由記述)結果と分析(倫理的ジレンマへの対処の実態)

第 1 項 倫理的ジレンマへの対処に関する質的分析

倫理的ジレンマへの対処について自由記述欄に記載された内容について、佐藤（2010）による質的データ分析¹⁾の枠組みを用いて分析を行った。

まず、テキストデータとなる自由記述欄における記述に関して、“倫理的ジレンマを克服するために行っている思考や行動”という観点から特定部分の切り出しを行う「脱文脈化（セグメント化）」を行った。次に、切り出した複数のセグメントについて類似するものを集めて新しい文脈に組み立て直して<カテゴリー><コード>の割り当てを行う「再文脈化（データベース化）」を行った（表 1 8）。

さらに、データベース化した各コードの内容について取捨選択し、これまでの分析によって得た分類の枠組みである「倫理的ジレンマの構造」に分類して、新たなストーリーラインとして「再文脈化（ストーリー化）」したのが図 3 である。

① 「クライアントレベルでのジレンマ」に対する思考や行動

このレベルにおいては、<クライアントや家族の価値観との相違を確認する機会>（組）<価値や倫理の捉え方の間を埋めるようにしていく機会>（独）といった「価値観の確認・共有を図る機会の構築」が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

② 「組織レベルでのジレンマ」に対する思考や行動

このレベルにおいては、<内部研修>（組）、<事例研究・事例検討会>（組）（独）、<組織間プロジェクト>（組）、<グループスーパービジョン>（独）、<ケースカンファレンス>（独）といった「意見交換・意思統一できる機会の構

「築」が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

③「地域・社会レベルでのジレンマ」に対する思考や行動

このレベルにおいては、＜他機関伝達の間＞（組）、＜住民への説明の間＞（組）、＜住民力を引き出す新しい社会資源の創造＞（組）、＜ソーシャルワーカーの存在や役割の周知＞（独）、＜地域住民とともに取り組む組織＞（独）、**内側＜自己＞**での思でのジレンマに対する思考や行動といった**倫理観の普及・意識啓発****できる機会の構築**が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

④「自己レベルでのジレンマ」に対する思考や行動

このレベルにおいては、＜自らの判断・価値観・人権感覚を問う機会＞（組）、＜ジレンマと自らの価値観を調整していく機会＞（独）、＜倫理綱領・行動規範と照らし合わせて自分の位置を確認する機会＞（独）、＜社会福祉士会の研修や地区活動を利用し自身の活動を振り返る機会＞（独）といった**自らの価値観と向き合うことのできる機会の構築**が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

（表 18）＜倫理的ジレンマへの対処の取り組み（思考や行動）＞

カテゴリー	コード
「クライアントレベルでのジレンマ」に対する思考や行動	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアントや家族の前では、自らのあたり前は考えないようにしている（組1）。 ・価値や倫理の捉え方について違和感をもった時や理解できない時は、できるだけクライアントとその点について話し合ってお互いの間を埋めるようにしている。

<p>「組織レベルでのジレンマ」に対する思考や行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間で気づき生まれるように内部研修を大事にしている（組2）。 ・職場内や他機関専門職との意見交換、事例研究等で、ソーシャルワーカーとしての価値、倫理について改めて考えている（組3）。 ・チーム、多職種での議論や連携を重視する（組4）。 ・事例検討会や組織間プロジェクトの立ち上げを行なっている（組5）。 ・組織に対して分かりやすく説明を行い、理解を得られるようにしている（組6）。 ・チーム内の支援の方向性が統一されるまで根気良く説明し、チーム内の権利擁護の意識を高める（独1）。 ・事例検討会やケースカンファレンスを積極的に開催し、参加する（独2）。 ・事例を通してのスーパービジョンをグループで定期的に行っている（独3）。 ・地域の仲間と活動内容について意見交換できる場を作って活用している（独4）。
<p>「クライアントレベルでのジレンマ」に対する思考や行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・できることは何かを常に考え、他機関にも伝える（組7）。 ・積極的に住民の前に立って話をする機会をつくり、福祉的倫理観の普及を図っている（組8）。 ・職員中心ではなく、住民力を引き出すような立ち位置で接するようにしている（組9）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実践やニーズ把握を通して社会システムや新しい社会資源を創造していくようにしている（組10）。 ・ソーシャルワーカーの存在や役割を周知していくようにしている（独5）。 ・地域住民と権利擁護について取り組む組織を立ち上げ、行政とも連携しながら住民の意識啓発に取り組んでいる（独6）。
<p>「組織レベルでのジレンマ」に対する思考や行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの判断に疑いを持つ機会を作る（組11）。 ・自分の人権感覚を問い続ける（組12）。 ・自分の価値観を常に精査している（独7）。 ・ジレンマと自らの価値観を調整しながら、その場面に合った適切な課題解決をする（独8）。 ・社会福祉士会の研修や地区活動を利用して、自身の活動の振り返りをしている（独9）。 ・倫理綱領を遵守することを大前提として総合的視点における判断で支援にあたる（独10）。 ・倫理綱領、行動規範と照らし合わせて自分の位置を確認してから対応する（独11）。 ・倫理綱領を参照し、少し立ち止まって実践に不備がないか確認している（独12）。

（組：組織型ソーシャルワーカー，独：独立型ソーシャルワーカー）

(図3) <倫理的ジレンマへの対処の取り組み(思考や行動)の構造>※

<p style="text-align: center;"><倫理的ジレンマへの対処の取り組み(思考や行動)の構造></p>		
「クライアントレベル」	「組織レベル」	「地域・社会レベル」
<p style="text-align: center;"> 価値観の確認・共有を図る機会の構築 </p> <p> <クライアントや家族の価値観との相違を確認する機会> (組) <価値や倫理の捉え方の間を埋めるようにしていく機会> (独) </p>	<p style="text-align: center;"> 意見交換・意思統一できる機会の構築 </p> <p> <内部研修> (組) <事例研究・事例検討会> (組) (独) <組織間プロジェクト> (組) <グループスーパービジョン> (独) <ケースカンファレンス> (独) </p>	<p style="text-align: center;"> 倫理観の普及・意識啓発できる機会の構築 </p> <p> <他機関伝達の間> (組) <住民への説明の間> (組) <住民力を引き出す新しい社会資源の創造> (組) <ソーシャルワーカーの存在や役割の周知> (独) <地域住民とともに取り組む組織> (独) </p>
↑ ↓		↑ ↓
<p>「自己レベル」</p>		
<p style="text-align: center;"> 自らの価値観と向き合うことのできる機会の構築 </p> <p> <自らの判断・価値観・人権感覚を問う機会> (組) <ジレンマと自らの価値観を調整していく機会> (独) <倫理綱領・行動規範と照らし合わせて自分の位置を確認する機会> (独) <社会福祉士会の研修や地区活動を利用し自身の活動を振り返る機会> (独) </p>		

※先行研究レビュー、調査分析結果より筆者作成

第2項 まとめ

(1) 質的分析のまとめ

質問紙調査における自由記述による「組織型」及び「独立型」による「倫理的ジレンマを克服するために行っている思考や行動」として特徴的であったのは、「価値観の確認・共有を図る機会」、「意見交換・意思統一できる機会」、「倫理観の普及・意識啓発できる機会」、「自らの価値観と向き合うことのできる機会」といった“機会”の構築であるが、これらは多くの実践者におけるこれまでの対処における必要性の認識から生じたものであると考えられる。

倫理的ジレンマへの最も効果的な対処は、こうした“機会”を通じて、常に自らの認識を振り返ることが重要であるということが示唆されていると考えられる。

(2) 属性別でのまとめ

「組織型」の対処の多くがジレンマの「クライアントレベル」、「組織レベル」、「地域・社会レベル」に向けてなされているのに対して、「独立型」の多くが自己レベルに向けてなされている。「独立型」の倫理実践認識の高さの背景には、こうした自らの倫理や価値観に向き合っていこうとする「自己」への対処があることが示唆される。

次の面接調査での質的分析においては、これらの分析を踏まえた上で、「組織型」及び「独立型」における対処の詳細な「思考や行動」について分析することで、「倫理的ジレンマへの対処能力向上に必要な取り組み」について明らかにしていくものとする。

第2節 面接調査結果と分析（倫理的ジレンマへの取り組み）

第1項 組織型ソーシャルワーカーの面接調査分析（倫理的ジレンマへの対処実態）

（1）各実践レベルの倫理的ジレンマに対する取り組み（思考と行動）

組織型ソーシャルワーカーによる倫理的ジレンマへの対処に関し面接調査において語られた内容について、質的データ分析の枠組み（佐藤、2010）を用いて分析した。まず、テキストデータとなる逐語データにおける記述に関して、「各実践レベルにおける倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」という観点から特定部分の切り出しを行う「脱文脈化（セグメント化）」を行った。次に、切り出した複数のセグメントについて類似するものを集めて新しい文脈に組み立て直して<カテゴリー><サブカテゴリー><コード>の割り当てを行う「再文脈化（データベース化）」を行った。

さらに、データベース化した各コードの内容について取捨選択し、これまでの分析によって得た分類の枠組みである「倫理的ジレンマの構造」に分類してカテゴリー化し、新たなストーリーラインとして「再文脈化（ストーリー化）」した（表18）。

①「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）

このクライアントレベルにおいては、周囲のクライアントの関係者を巻き込んでいくといったコードから、サブカテゴリーとして関係性の確認が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

②「組織レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）

この組織レベルにおいては、まず職員間でも意識の差を伝え合っていることやチーフ・ペアとの相談、職種間での情報共有といったコードから、サブカテゴリーとして

意識・価値観の共有が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

そしてさらに、感情論ではなくエビデンスを持って信頼関係を築くことや福祉的な視点での必要性の伝達といったコードから、サブカテゴリーとして根拠・視点の相互理解が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

③「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）

この地域・社会レベルにおいては、まずオリジナルツールでの情報共有や共に目指す地域像を持って取り組むといったコードから、サブカテゴリーとして情報・地域像の共有が積極的に行われているという点が「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

そしてさらに、住民参加の理解や自らが情報を出してもらえるようにといったコードから、サブカテゴリーとして住民主導・参加意識の啓発が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

次に、行政との会議でその都度話をしていることや地域での対処できてきた実績を積み重ねるといったコードから、サブカテゴリーとして関わり・実績の蓄積が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

総じて、このレベルにおいての取り組みが活発に行われている様子を垣間見ることができた。

④「自己レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）

この自己レベルにおいては、自身の考えや行動を一度踏み留まって整理し、ペアや上司といった他者への確認をしているといったコードから、サブカテゴリーとして自らの立ち位置の確認が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

(表 19) 組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み(思考や行動)	<u>関係性の確認</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアントに関係する周りを巻き込んでいくようにしている(組織A8)
「組織レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み(思考や行動)	<u>意識・価値観の共有</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間でも意識の差があるので職場の中でも伝え合っている(組織A16) ・どこまでやるのがベストなのか、チーフとかペアと相談しながら判断している(組織C9) ・自分の中でどこが問題かということを整理してペアや上司に相談している(組織C10) ・職種間での月一回の情報共有を行っている(組織D6)
「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み(思考や行動)	<u>情報・地域像の共有</u> <u>住民主導・参加意識</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区でオリジナルのツールを作り、共に見守りの必要な人の情報の共有している(組織D7) ・一丸となるように工夫し、共に目指す地域像を持って取り組むようにしている(組織A14) ・住民に参加をしてもらいながらこちらが

	<p><u>の啓発</u></p> <p><u>関わりの蓄積</u></p>	<p>主導するのではないということを理解してもらえるようにしている（組織A 1 3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の方から見守ってほしいという希望を出してもらえるようになると、自らが情報を提供してくれるようになる（組織D 7） ・行政との会議において一体的に進めるようにその都度話をしていくようにしている（組織A 1 5）
<p>「自己レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）</p>	<p><u>・上司・同僚への相談</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どこまでやるのがベストなのか、チーフとかペアと相談しながら判断している（組織C 9） ・自分の中でどこが問題かということを整理してペアや上司に相談している（組織C 1 0）

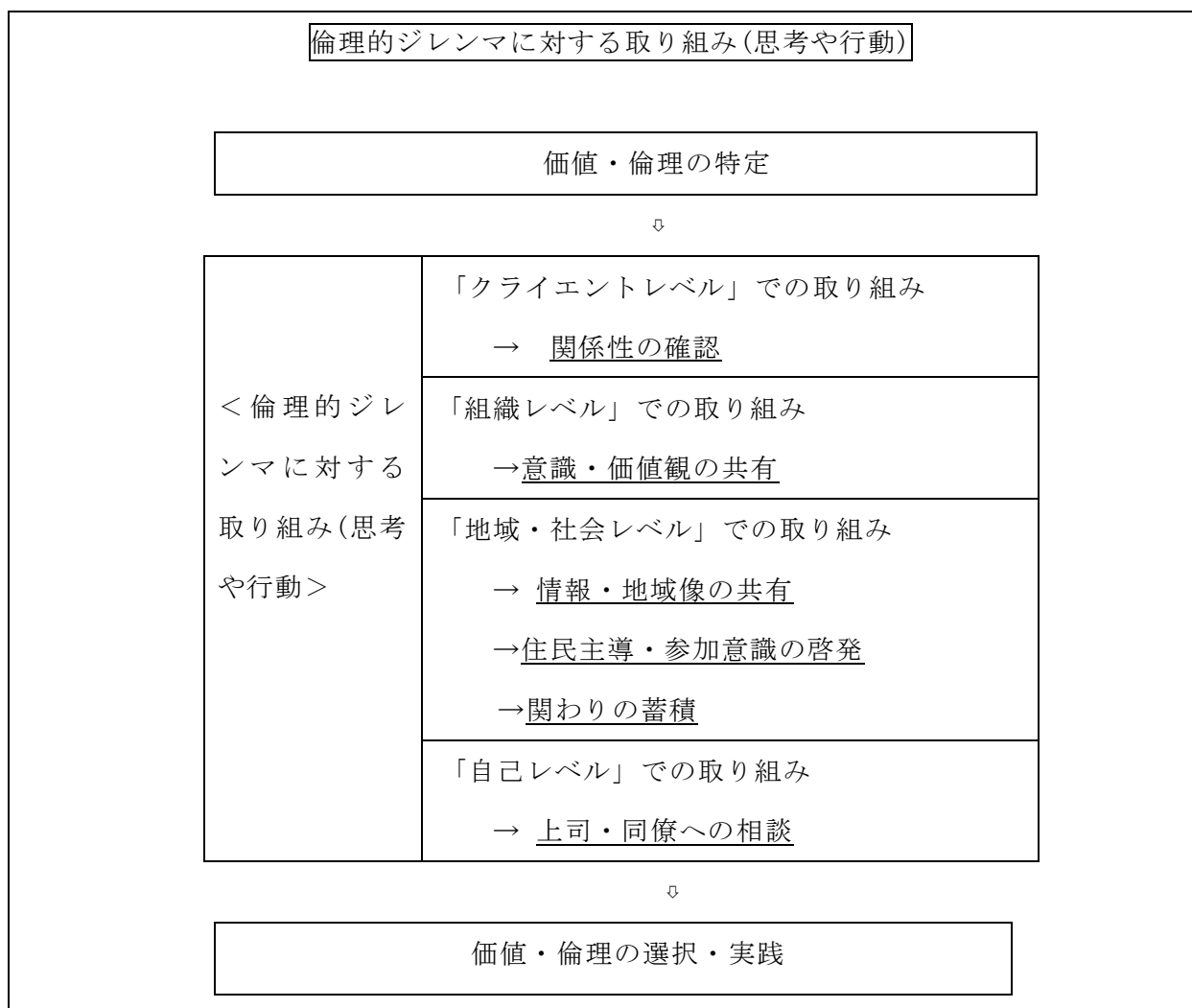
(2) まとめ

データベース化した各コードの内容について取捨選択し、これまでの分析によって得た分類の枠組みである「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の構造」に分類し、新たなストーリーラインとして「再文脈化（ストーリー化）」したのが図3である。

面接調査における質的分析において「組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマへの対処の取り組み（思考や行動）」として特徴的であったのは、各実践レベルで行われている「関係性の確認」「意識・価値観の共有」「情報・地域像の共有」「関わ

りの蓄積」「上司・同僚への相談」といった様々な場面における関係者間での“共有化”であり、中でも積極的であったのは「地域・社会レベル」での“共有化”であった。これらは多くの組織型ソーシャルワーカーにおけるこれまでの倫理的ジレンマへの対処における必要性の認識から生じたものであろう。したがって、こうした「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」が各実践レベルにおける倫理的ジレンマの軽減に役立ってきたと考えられる。

(図4) 組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)
)*



※先行研究レビュー、調査分析結果より筆者作成

第2項 独立型ソーシャルワーカーの面接調査分析(倫理的ジレンマへの対処実態)

(1) 各実践レベルの倫理的ジレンマに対する取り組み(思考と行動)

独立型ソーシャルワーカーによる倫理的ジレンマへの対処に関し面接調査において語られた内容について、質的データ分析の枠組み(佐藤、2010)を用いて分析した。まず、テキストデータとなる逐語データにおける記述に関して、「各実践レベルにおける倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)」という観点から特定部分の切り出しを行う「脱文脈化(セグメント化)」を行った。次に、切り出した複数のセグメントについて類似するものを集めて新しい文脈に組み立て直して<カテゴリー><サブカテゴリー><コード>の割り当てを行う「再文脈化(データベース化)」を行った。

さらに、データベース化した各コードの内容について取捨選択し、これまでの分析によって得た分類の枠組みである「倫理的ジレンマの構造」に分類してカテゴリー化し、新たなストーリーラインとして「再文脈化(ストーリー化)」した(表19)。

①「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み(思考や行動)

このクライアントレベルにおいては、クライアントとの対等であるということを中心に掛けていくといったコードから、サブカテゴリーとして立場の確認が積極的に行われているという点に「再文脈化(ストーリー化)」することができた。

②「組織レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み(思考や行動)

この組織レベルにおいては、感情論ではなくエビデンスを持って信頼関係を築くことや福祉的な視点での必要性の伝達といったコードから、サブカテゴリーとして視点の相互理解が積極的に行われているという点に「再文脈化(ストーリー化)」することができた。

③「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）

この地域・社会レベルにおいては、地域での対処できてきた実績を積み重ねるといったコードから、サブカテゴリーとして実績の蓄積が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

④「自己レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）

この自己レベルにおいては、自身の考えや行動を一度踏み留まって見つめ直し、基準や根拠などに立ち戻って確認をしているといったコードから、サブカテゴリーとして自らの思考の確認、自らの行動の根拠の確認が積極的に行われているという点に「再文脈化（ストーリー化）」することができた。

（表 20）倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
「クライアントレベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）	<u>立場の確認</u>	・対等であるということを心がけて、言葉を選ぶようにしている（独立E 6）
「組織レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）	<u>視点の相互確認</u>	・他職種には福祉的な視点でクライアントの利益を守るためにはこういう事が必要ということを伝えるようにしている（独立H 8）
「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（	<u>実績の確認</u>	・地域での対処で積み重ねてきた実績を踏まえると対処が可能になってくる（独立G 7）

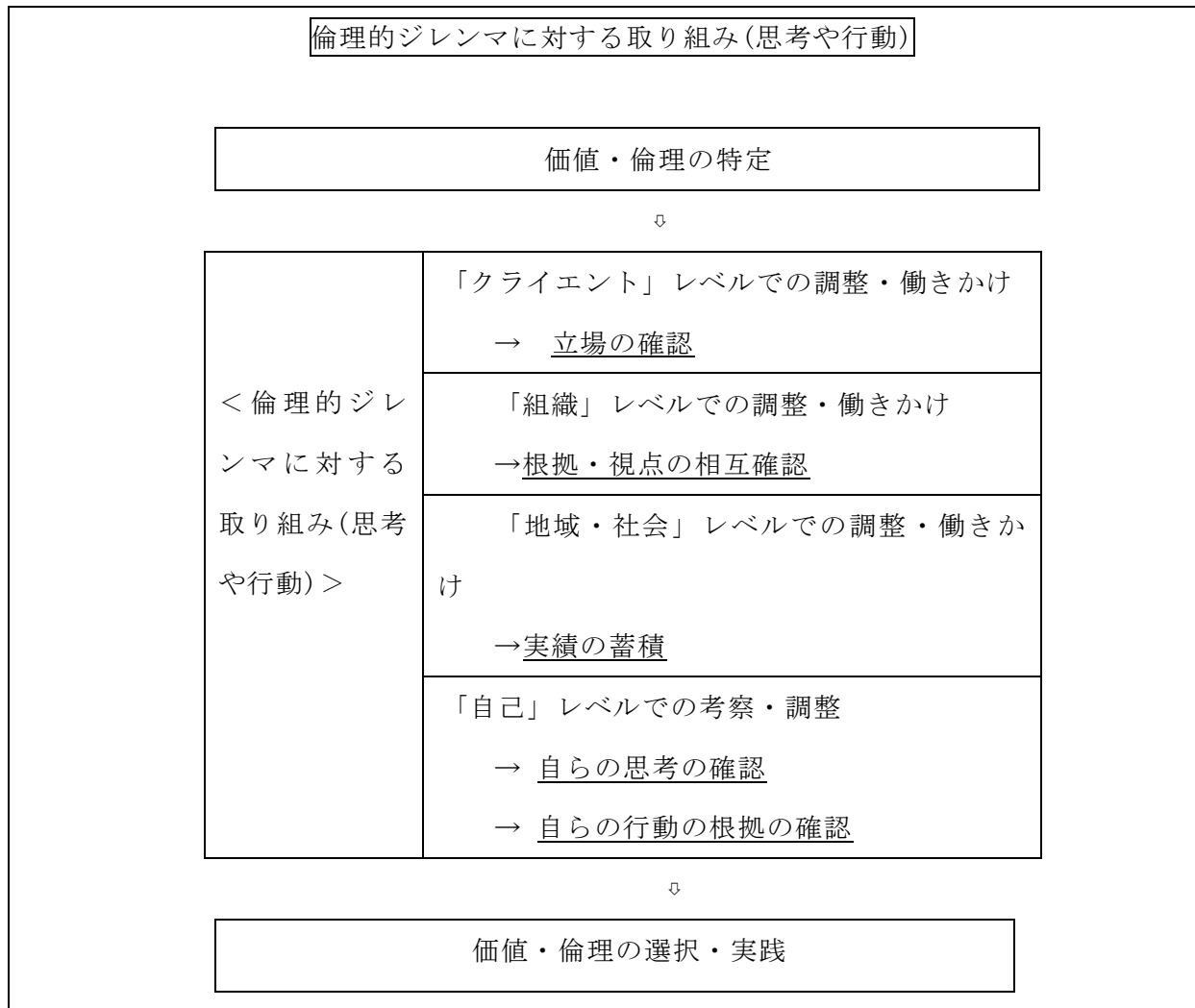
思考や行動)		
「自己レベルでの倫理的ジレンマ」に対する取り組み（思考や行動）	<u>自らの思考の確認</u> <u>自らの行動の根拠の確認</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一歩踏みとどまって自らの価値観を見つめ直している。（独立F 8） ・ 常に基準や情報等に照らし合わせて行動するようにしている（独立E 5） ・ 感情論ではなく自身の考えの根拠を再確認するようにしている（独立H 9）

（2） まとめ

データベース化した各コードの内容について取捨選択し、これまでの分析によって得た分類の枠組みである「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の構造」に分類し、新たなストーリーラインとして「再文脈化（ストーリー化）」したのが図4である。

面接調査における質的分析において「独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」として特徴的であったのは、各実践レベルで行われている「立場の確認」「根拠・視点の相互確認」「実績の確認」「自らの思考、自らの行動の根拠の確認」といった“確認”であり、中でも積極的であったのは「自己レベル」での“確認”であった。これらは多くの独立型ソーシャルワーカーにおけるこれまでの倫理的ジレンマへの対処における必要性の認識から生じたものであろう。したがって、こうした「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」が各実践レベルにおける倫理的ジレンマの軽減に役立ってきたと考えられる。

(図5) 独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)
 (インタビューデータ分析結果) ※



※先行研究レビュー、調査分析結果より筆者作成

第 6 章 分析結果・考察

第1節 調査分析結果及び考察

第1項 質問紙調査における量的調査分析の結果及び考察

(1) 組織型ソーシャルワーカー

組織型ソーシャルワーカーに関する結果としてまず特徴的であったのは、「経験年数」「年齢」「学歴（高学歴者率）」「資格（複数資格所持率）」「自己レベルの倫理実践認識」が独立型ソーシャルワーカーに比べて低かったという点、倫理的ジレンマにおいて「自己レベルの倫理的ジレンマ」が最も高かったという点である。そして「組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに影響を及ぼす要因」として顕著であったのは、「自己レベルの倫理的ジレンマ」における「自己レベルでの倫理実践認識」であった。

そのため、組織型ソーシャルワーカーに生じる倫理的ジレンマにおいては、実践を行う上での日常における自らの知識や能力に対する倫理実践認識が大きく影響を及ぼしていると考えられた。

こうしたことから、組織型ソーシャルワーカーが特に強く感じている「自己レベルでの倫理的ジレンマ」に対する対処能力を向上させていくためには、自らの思考や行動をの根拠を確認するなどして「自己レベルでの倫理実践認識」を高めていく取り組みを行っていくことが効果的であろうとの示唆を得られた。

(2) 独立型ソーシャルワーカー

独立型ソーシャルワーカーに関する結果としてまず特徴的であったのは、「経験年数」「年齢」「学歴（高学歴者率）」「資格（複数資格所持率）」「自己レベルの倫理実践認識」が組織型ソーシャルワーカーに比べて高かったという点、倫理的ジレンマにおいて「地域・社会レベルの倫理的ジレンマ」が最も高かったという点である。

そして「独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに影響を及ぼす要因」として顕著であったのは、「地域・社会レベルの倫理的ジレンマ」及び「自己レベルの倫理的ジレンマ」のいずれにおいても、「地域・社会レベルでの倫理実践認識」であった点である。

そのため、独立型ソーシャルワーカーに生じる倫理的ジレンマにおいては、その日常における倫理実践、特に自らの知識や能力や地域・社会に対する倫理実践認識が大きく影響を及ぼしていると考えられた。

こうしたことから、独立型ソーシャルワーカーが特に強く感じている「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」に対する対処能力を向上させていくためには、情報の共有や蓄積、意識の啓発を進めるなどして「地域・社会レベルでの倫理実践認識」を高めていく取り組みを行っていくことが効果的であろうとの示唆を得られた。

第2項 質的調査分析の結果及び考察

(1) 組織型ソーシャルワーカー

「組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマへの対処の取り組み（思考や行動）」として特徴的であったのは、各実践レベルで行われている「関係性の確認」「意識・価値観の共有」「情報・地域像の共有」「関わりの蓄積」「上司・同僚への相談」といった様々な場面における関係者間での“共有化”であり、中でも積極的であったのは「地域・社会レベル」での“共有化”であった。組織型ソーシャルワーカーにおける「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」として導き出されたのは、「地域において“共有化”を図ろうとする姿勢」ではないかと考えられる。

こうした倫理的ジレンマに対処するために積極的に行っている特徴的な取り組み（思考や行動）は、それぞれの実践レベルでの倫理的ジレンマ、とりわけ積極的に取り組まれている「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」の軽減に役立っていると推察される。

(2) 独立型ソーシャルワーカー

「独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」として特徴的であったのは、各実践レベルで行われている「立場の確認」「根拠・視点の相互確認」「実績の確認」「自らの思考・根拠の確認」といった“確認”であり中でも積極的であったのは「自己レベル」での“確認”であった。独立型ソーシャルワーカーにおける「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」として導き出されたのは、「自己に対して常に“確認”を行おうとする姿勢」ではないかと考えられる。

こうした倫理的ジレンマに対処するために積極的に行っている特徴的な取り組み（思考や行動）は、それぞれの実践レベルでの倫理的ジレンマ、とりわけ低く抑えられている「自己レベルでのジレンマ」における倫理的ジレンマの軽減に役立っていると推察される。

第3項 量的調査分析及び質的調査分析結果の総合考察

(1) 組織型ソーシャルワーカー

量的調査によって、特に強く感じている「自己レベルでの倫理的ジレンマ」に対する対処能力を向上させていくために、「自己レベルでの倫理実践認識」を高めていく取り組みを行っていくことが効果的であることが示唆されたが、この点について今後の取り組みの強化策のヒントとなるのは、質的調査結果の分析考察によってこのレベルでの倫理的ジレンマでの軽減が図られていると推察された独立型ソーシャルワーカーの取り組みである。

「自己レベルでの倫理的ジレンマ」の軽減に役立っていると推察された独立型ソーシャルワーカーの「自己レベル」における「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」は、「自らの思考・根拠の確認」といった“確認”であり、全体として特

徴的であったのは、自分の価値観や実践の根拠を確認するといった「自己に対して常に“確認”を行おうとする姿勢」である。したがって、組織型ソーシャルワーカーにおいてもこうした取り組みを推進できるよう図っていくべきであろうと考えられる。

しかし一方で、組織型ソーシャルワーカーの置かれた状況の中では、野村総合研究所の調査（2015）によっても、人員が不足している、既存の様々な業務との兼務が多く専念できないといった点も課題として指摘されており¹⁾、こうした“機会”を自ら作っていくことには困難が伴うことが予想される。したがってこれからの展望として、組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する対処能力の向上に向けた支援体制を構築していく上で必要な仕組みとして、こうした「自らの思考・根拠」を確認していく“機会”としての「倫理研修」等を各機関において整備・構築していくべきであろうと考えるに至った。

（2）独立型ソーシャルワーカー

量的調査によって、特に強く感じている「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」に対する対処能力を向上させていくために、「地域・社会レベルでの倫理実践認識」を高めていく取り組みを行っていくことが効果的であろうとの示唆を得たが、この点について今後の取り組みの強化策のヒントとなるのは、質的調査結果の分析考察によってこのレベルでの倫理的ジレンマでの軽減が図られていると推察された組織型ソーシャルワーカーの取り組みである。

「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」の軽減に役立っていると推察された組織型ソーシャルワーカーの「地域・社会レベル」における「倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）」は、「意識・価値観の共有」「情報・地域像の共有」「関わりの蓄積」といった“共有化”であり、全体として特徴的であったのは、「地域において“共有化”を図ろうとする姿勢」である。したがって、組織型ソーシャルワーカーにおいてもこうした取り組みを推進できるよう図っていくべきであろうと考えられる。

しかし一方で、独立型ソーシャルワーカーの置かれた状況の中では、高良（2014）によっても、社会的認知度が低く関係組織との連携が進まない、代わりがおらず個人での対応には限界があるといった点も課題として指摘されており、こうした共有を行う“場”を自ら作っていくことには困難が伴うことが予想される。したがってこれからの展望として、独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する対処能力の向上に向けた支援体制を構築していく上で必要な仕組みとして、こうした「地域において“共有化”」を図っていき “場”としての「倫理研修」等を各地域において整備・構築していくべきであろうと考えるに至った。

第2節 調査分析結果の今後への活用

本研究者は、これまでの研究結果を踏まえた上で示唆された、組織型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する対処能力の向上に向けた支援体制を構築していく上で必要な仕組みとして、こうした「自らの思考・根拠」を確認していく“機会”としての「倫理研修」等、独立型ソーシャルワーカーにて示された「地域において“共有化”」を図っていく“場”としての「倫理研修」について、まず社会福祉士における「倫理研修」の実態としての概況をについて整理し、その上で量的調査分析及び質的調査分析の結果を踏まえた今後の「倫理研修」における活用について考察を行った。

第1項 ソーシャルワーカーに対する倫理研修教育の概況

ソーシャルワーカーに対する「倫理研修教育」の概況について、地域を基盤とするソーシャルワーカー、とりわけその中核的な専門職資格である「社会福祉士」と類似する他の士業である「社会保険労務士」「弁護士」とを比較したのが表2-1-1である。

社会保険労務士には、「倫理綱領」や「倫理研修」が明確に定められており、その研修への参加が5年ごとに義務付けられている。また弁護士においても「職務規定」や「倫理研修」が明確に定められており、登録後に定期的（登録初年度、満3年、満5年、その後5年ごと）に研修に参加する義務が課せられている。

一方で社会福祉士には、「倫理綱領」は明確に定められているものの義務付けられた「倫理研修」は存在せず、社会福祉士会人会後に受講することが可能となる任意の「生涯研修制度」における「基礎研修」の受講や登録者のみ義務となる成年後見人登録者への倫理研修が一部課せられているのみである（表2-1-2）。

さらに、この「基礎研修」内に設けられた倫理に関する内容においては、基礎課程において“社会福祉士の倫理綱領を実践に結びつけて理解する”という到達

目標が掲げられ、一部倫理綱領や行動規範の意味や実践の理解に関する内容があるのみであり、具体的実践に基づく倫理的ジレンマへの対処能力の向上に向けた内容とはなっていない。

このように地域を基盤とするソーシャルワーカー、とりわけその中核的な専門職資格である「社会福祉士」を取り巻いている実践者に対する「倫理研修」の現状としてそれらが十分に確保されているとは言い難い状況が存在する。

社会保険労務士及び弁護士共に「業務独占資格」であり、「倫理研修」が定期的に義務付けられている。一方社会福祉士は「名称独占資格」であり、「倫理研修」は一部を除き任意となっている。このことは、今後これまで以上に専門性の担保を要請されている社会福祉士にとって重要な示唆を与えていると言えよう。

(表 2 1 - 1) 「倫理研修」に関する各職種の概観※

	社会保険労務士 ^①	弁護士 ^②	社会福祉士 ^③
資格の位置付け	国家資格 業務独占資格	国家資格 業務独占資格	国家資格 名称独占資格
主な「専門的業務」	企業の人事や労務管理、労働・社会保険等に関する書類の作成・提出、就業規則や給与規定の作成、労務管理や社会保険などの相談に応じ適切なアドバイスを行う	当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う
専門職	全国社会保険労務士会連	日本弁護士連合会（日	日本社会福祉士会

団体	合会	弁連)	
倫理規定	社会保険労務士倫理綱領 ・社会保険労務士会倫理規定	弁護士職務基本規程	社会福祉士会の倫理綱領・行動規範
現任研修における倫理研修	倫理研修(義務) 全国47都道府県にある社労士会において、所属する全会員が5年に1回必ず受講しなければならない義務研修	倫理研修(義務) 倫理研修規程及び倫理研修規則に基づいて、登録後定期的(登録初年度、満3年、満5年、その後5年ごと)に倫理研修に参加する義務	<u>倫理研修(任意)</u> <u>生涯研修制度「基礎研修」(倫理綱領の理解・実践適応)</u> →(表16) 倫理研修(後見人登録者義務) 成年後見人登録者に対する倫理研修(ばあとなあ更新研修)

※①日本社会保険労務士会連合会HP、②日本弁護士連合会HP、③日本社会福祉士会HPより抜粋し筆者

作成

(表21-2) 社会福祉士会「生涯研修制度」に関する内容の概観※

	ねらい	到達点
基礎課程全体	社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につける。	<p>①社会福祉士の倫理綱領を実践に結びつけて理解する。</p> <p>②社会福祉士に共通する専門性の基礎を身につける。</p> <p>③相談援助の実践モデルをふまえた実践ができる。</p> <p>④スーパービジョンについて理解ができる。</p> <p>⑤実践力や専門性を高めるために自己研鑽ができる。</p> <p>⑥実践研究の基礎を身につける。</p>

<p>基礎 研修 I</p>	<p>社会福祉士としての自覚を促すとともに実践の基礎となる価値・知識・技術について理解する。</p>	<p>①専門職が職能団体を構成する意義を知る。 ②日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士会の組織と役割を知る。 ③生涯研修制度について知る。 ④社会福祉士に共通する専門性について知る。 ⑤実践現場における社会福祉士の専門性をふまえた役割を知る。 <u>⑥実践をふまえて社会福祉士が倫理綱領や行動規範を持つ意味を知る。</u></p>
<p>基礎 研修 II</p>	<p>社会福祉士として共通に必要な実践の基礎的知識や技術について学ぶ。</p>	<p><u>①社会福祉士の倫理綱領や行動規範をふまえた実践の理解ができる。</u> ②社会福祉士の共通基盤について理解を深め、実践との関係を知る。 ③社会福祉援助の展開過程を知り、それをふまえた実践ができる。 ④実践力を高めるための基礎的な援助技術を身につける。 ⑤スーパービジョンについて学ぶ。</p>

基礎 研修 Ⅲ	社会福祉士として共通に必要な知識・技術をふまえた、実践の展開を学ぶ。	①社会福祉士としての権利擁護実践の基礎を理解する。 ②ソーシャルワークの理論をふまえた援助システムを理解する。 ③地域福祉システムと実践の関係を理解する。 ④事例研究の基礎を理解する。 ⑤スーパービジョンを体験する。
---------------	------------------------------------	--

※「社会福祉士生涯研修手帳」^④（2015年4月1日公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター pp7）より抜粋

第2項 ソーシャルワーカーに対する倫理研修への活用

組織型及び独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマへの対処能力の向上に向けた倫理研修の枠組みは、量的調査及び質的調査によって明らかとなった各実践レベルの倫理的ジレンマの実態における結果を踏まえ、より強化が必要な実践レベルに対して、強化をしていくことを目的とし、量的調査及び質的調査によって明らかとなった倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)に関する対応力をより強化していくことを目指していくものとし、図6のように設定した。

(1) 「クライアントレベルの倫理的ジレンマ」への対処能力向上に向けた研修

「クライアントレベル」では、面接調査における質的分析において「組織型」「独立型」の双方に示唆された「互いの立場や関係性の確認を行うこと」を取り入れることが効果的であると考ええる。

(2) 「組織レベルの倫理的ジレンマ」への対処能力向上に向けた研修

「組織レベル」では、面接調査における質的分析において「組織型」「独立型」の双方に示唆された「各専門職間の意識や価値観の共有、根拠や視点の相互理解を行うこと」を取り入れることが効果的であると考ええる。

(3) 「地域・社会レベルの倫理的ジレンマ」への対処能力向上に向けた研修

「地域・社会レベル」では、面接調査における質的分析において「組織型」に示された「情報・地域像の共有や住民主導・参加意識の啓発を行うこと」、「組織型」「独立型」双方に示された「実践での関わりや実績を蓄積すること」を取り入れることが効果的であると考ええる。

特に「独立型ソーシャルワーカー」については、この地域・社会レベルでの「情報・地域像の共有や住民主導・参加意識の啓発を行う」「実践での関わりを蓄積する」ことをより高めていく取り組みを強化していくことが必要であると考えられる。

(4) 「自己レベルの倫理的ジレンマ」への対処能力向上に向けた研修

「自己レベル」では、質問紙調査における量的分析において倫理的ジレンマの認識の低かった「独立型」が対処のために行っている「価値観を確認する機会」を体系化し、そこで継続的に自らの価値観と向き合っていくことが効果的であると考ええる。

特に、「組織型ソーシャルワーカー」については、この自己レベルでの「自らの思考の確認をする機会を持つ」「自らの行動の根拠の確認を行う機会を持つ」といった「自己レベルの倫理実践認識」をより高めていく取り組みを強化していくことが必要であると考えられる。

第3項 まとめ

研修の主たる内容は、量的調査及び質的調査によって明らかとなった各実践レベルにおける「倫理的ジレンマ」と日常の「倫理実践認識」の関係性から示唆された効果的な取り組みや、各実践レベルにおいて行われている「倫理的ジレンマ」に応じた倫理的ジレンマに対する取り組み(思考や行動)に関する対応力をより強化していくことによって倫理的ジレンマへの対処能力の向上を図ることが可能であると考ええる。

本研究者は、本研究で得られたこれらの異なる実践形態や実践レベルに応じた研修内容を備えた倫理研修教育を実施することを提言するものとしていきたいと考える。そしてそれらをさらに組織型及び独立型ソーシャルワーカー等も含めた各ソーシャルワーカーの置かれた状況に応じ、先に述べた他の士業にもあるような“任意”ではなく“義務”研修とするなど定期的に受講する体制を構築していくことによって、地域を基盤としたソーシャルワーカー全体の倫理的ジレンマへの対処能力の向上につながるものとなるを考える。

(図6) ソーシャルワーカーへの倫理研修の枠組み※

ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマへの対処能力向上に 向けた倫理研修の枠組み	
<各実践レベルの倫理的ジレンマに応じた研修>	
「クライアントレベル」	「組織レベル」
<ul style="list-style-type: none"> ・互いの立場や関係性の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門職間の意識や価値観、根拠や視点の共有、相互理解を行う。
「地域・社会レベル」	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報・地域像の共有や住民主導・参加意識の啓発を行う</u> ・ <u>実践での関わりを蓄積する</u> ・ 実践での実績を蓄積する ※独立型ソーシャルワーカーにおいては、この「地域・社会レベルの倫理実践認識」をより高めていく取り組みを強化	
「自己レベル」	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上司・同僚への相談を行う ・ <u>自らの思考の確認をする機会を持つ</u> ・ <u>自らの行動の根拠の確認を行う機会を持つ</u> ※組織型ソーシャルワーカーにおいては、この「自己レベルでの倫理実践認識」をより高めていく取り組みを強化	

※先行研究レビュー、調査分析結果より筆者作成

第7章 研究成果・展望

第1節 研究の成果

本研究調査分析において得られた大きな成果として、次の点が挙げられる。

第1に、これまで明らかにされてこなかったソーシャルワーカーの倫理的ジレンマの実態及び特徴、関連する要因を明らかにすることができた。特に、組織型ソーシャルワーカーにおいては「自己レベルでの倫理的ジレンマ」が最も高く、自らの知識や能力に対する倫理実践認識が要因として大きく影響を及ぼしているという点、独立型ソーシャルワーカーにおいては「地域・社会レベルでの倫理的ジレンマ」が最も高く地域・社会に対する倫理実践認識が要因として大きく影響を及ぼしているという点を明らかにすることができたことは、今後のソーシャルワーカーの倫理的ジレンマへの対処能力の向上を図る方策を考える上でも重要な成果であると考ええる。

第2に、これまで探索されてこなかったソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の特徴を抽出することができた。特に、組織型ソーシャルワーカーにおいては「地域において“共有化”を図ろうとする姿勢」が顕著でありその実践が倫理的ジレンマの軽減に役立っていると考えられる点、独立型ソーシャルワーカーにおいては「自己に対して常に“確認”を行おうとする姿勢」が顕著でありその実践が倫理的ジレンマの軽減に役立っていると考えられる点を探索的に抽出することができたことは、今後のソーシャルワーカーへの支援体制の構築を考える上でも重要な成果であると考ええる。

第3に、これまで実施されてこなかったソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに対する対処能力の向上に向けた支援体制を構築していく上で必要な内容を提示することができた。特に、組織型ソーシャルワーカーでは「自らの思考・根拠」を確認する“機会”としての「倫理研修」を設置し「自己レベル」での取り組みを強化していくこと、独立型ソーシャルワーカーでは「情報・地域像の共有や住民主導・参加意識の啓

発を行う」「実践での関わりを蓄積する」ことをより高めていく“機会“としての「倫理研修」を設置し、「地域・社会レベル」での取り組みを強化していくことが必要であることを提示することができたことは、今後のソーシャルワーカーの社会的地位の向上を図る方策を考える上でも重要な成果であると考えている。

本研究者は、本研究で得られたこれらの異なる実践形態や実践レベルに応じた研修内容を備えた倫理研修を設置し、組織型及び独立型ソーシャルワーカー等も含めた各ソーシャルワーカーの置かれた状況に応じた“義務”研修とする体制を構築していくことを提言したい。

こうした体制強化によって、ソーシャルワーカー全体の倫理的ジレンマへの対処能力の向上につながり、より重要性を増している地域共生社会におけるソーシャルワーカーへの社会的な期待に応えるとともに、その社会的地位を向上させていくことにつながるものと確信する。そしてそれらの向上があつてこそ、その中核的な役割を担う今後のわが国のソーシャルワーカー（社会福祉士等）の「業務独占資格」への道も開かれていくものと確信する。

第2節 研究の限界、展望

本研究では、社会的背景や理論的背景を踏まえ、ソーシャルワーカー（組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカー）に生じる倫理的ジレンマについて調査し、量的分析や質的分析により倫理的ジレンマに影響を及ぼす要因や倫理的ジレンマに対する取り組み（思考や行動）の特徴について考察を行うことによって、わが国においてソーシャルワーカーとして地域を基盤にして実践を行う代表的な組織型ソーシャルワーカーや独立型ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマへの対処能力の向上に向けた方策を見出すことをその目的としてきたが、その一助となるいくつかの方向性については見出すことができたのではないかと考える。とりわけ近年において重点的な政策として掲げられている「地域共生社会」あるいは「地域包括ケアシステム」等の構築に向けた体制整備や専門人材の機能強化等においてソーシャルワーカーへの役割への期待は拡大しており、中でも地域において総合的な相談拠点として機能し得る地域を基盤とした実践を行うソーシャルワーカー、とりわけ中核的な実践者である組織型ソーシャルワーカーや独立型ソーシャルワーカーへの期待はますます高まることが予測される。従って本研究によって得られた成果は、その拡充や向上に貢献でき得るものと考えることができよう。

一方で、ここで考察できた倫理的ジレンマやその取り組みの特徴は一部の状況ではない。また、本研究では日々めまぐるしく変化しているソーシャルワーカーの状況の一端を捉えることができたに過ぎない。その点は、本研究の限界の一つとして挙げられる。さらに本研究では、調査対象や方法等において一部分の状況での探索的研究に留まり、統一した条件下（尺度や分析方法等）での他職種も含めた大規模な比較考察を行うことはできなかった。この点も、本研究の限界として挙げられる。今後はそうした成果や限界も踏まえ、ソーシャルワーカー、とりわけ地域を基盤に実践を行う組織型ソーシャルワーカー及び独立型ソーシャルワーカーのさらなる「専門性」や「倫理性」の向上など、新しい時代の変化に応じた福祉専門職の拡充に向けたさらなる貢献が行えるようより広い視野に立った研究を続けていきたい。

謝辞

本研究を行うにあたり、このような貴重な学習の機会を与えてくださり、博士論文の意義やその作成方法、本研究のみならず今後の研究・教育に関する重要なお示唆を賜った主査である中島恒雄総長先生に改めて心から感謝の意を表したい。

副主査である伊東眞理子先生、副査である田中喜美子先生、金貞任先生からは、研究における客観性の大切さなど根本的な視点のあり方やデータ分析における論述のあり方など多くの重要な視点について並々ならぬご教示を賜った。心より感謝申し上げたい。

また先述以外にも、研究科在籍時に科目も含め様々なご指導を賜りました社会福祉学研究科の教員の先生方、在籍時から論文博士申請に至るまで様々な手続きやご助言を賜った安齋教務課長・特任教授をはじめ多くの事務担当の先生方にも、多大なるご支援をいただいた。さらに調査に際し、全国の社会福祉協議会及び独立型社会福祉士事務所の皆様に多大なるご協力をいただいた。厚く御礼を申し上げたい。

最後に、亡き元指導教員の洪金子先生に心から感謝の意を表したい。

今後こうした皆様への感謝の気持ちを忘れずに、研究・教育活動等に精進して参りたい。

2022年 3月

水島正浩

<引用文献>

<引用注（再掲）>

- 1) 全国社会福祉協議会『社会福祉協議会活動実態調査等報告書』2018, pp50 1-2
- 2) 株式会社野村総合研究所「コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）調査研究事業 平成24年度報告書」, 2013, pp102 7-8
- 3) 高良麻子『独立型社会福祉士ー排除された人びとへの支援を目指してー』ミネルヴァ書房, 2014, pp56 19-20
- 4) 東照己「倫理上のディレンマのソーシャルワーカーに与える影響ー地域活動支援センターの精神保健福祉士に着目してー」『ソーシャルワーカー』, 2012, (12), pp27-35
- 5) 石黒慶太 高橋眞琴 津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」神戸大学大学院研究科 研究紀要第10巻 第1号, 2016, pp106-112 pp115 10-12
- 6) 小川幸裕「社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」『北海道地域福祉研究』(16), 2011, pp24 3-7
- 7) 日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』, 丸善出版, 2014, pp178 2-7
- 8) 川村隆彦「ソーシャルワーク実践の価値と倫理(3)現場での倫理的ジレンマの課題と対応」『ソーシャルワーク研究』42(3), 2016年, pp205 8-9
- 9) 林和歌子「社会福祉士養成における倫理教育の現状と課題」『城西国際大学紀要』第25巻, 2015, pp43 9-10
- 10) 日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』, 丸善出版, 2014, pp178 6-7
- 11) F. G. Reamer, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』, 中央法規, 2001, pp. 61. 16-19 pp. 102-108
- 12) サラ・バンクス, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳「ソーシャルワークの倫理と価値」, 法律文化社, 2016, pp23-24
- 13) 川村隆彦『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』, 中央法規, 2002, pp68. 9-15 pp. 69-71

- 14) 社団法人日本社会福祉士養成校協会『「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術(相談援助)関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」2008年度事業報告書』, 2009, PP32-34
- 15) 本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジレンマ—6人の社会福祉士の実践から—』, 筒井書房, 2009, pp167-188
- 16) 赤林朗 児玉聡 編『入門・倫理学』勁草書房, 2018, pp9. 14-19
- 17) 村本詔司「心理臨床の専門家養成における法と倫理—職業倫理教育の観点から—」『神戸大学紀要』(59)1号, 2008. pp10. 11-12
- 18) 新村出記念財団『広辞苑(第七版)』岩波書店, 2017
- 19) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp177. 17
- 20) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp163-165
- 21) 赤林朗 児玉聡 編『入門・倫理学』勁草書房, 2018, pp37-38
- 22) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp177-178
- 23) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp42. 2-3
- 24) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp42-43 pp109-110
- 25) 小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房, 2015, pp42. 12-16
- 26) 新田孝彦「世界市民としての専門学校職業人:専門職倫理の綱領的理念」『応用倫理』(1), 2000, p1-14.
- 27) 秋山智久 井岡勉 岡本民夫 黒木保博『社会福祉の思想・理論と今日的課題』筒井書房, 2004, pp321. 6-9 pp321. 18-21
- 28) ブトゥリム/川田誉音 訳『ソーシャルワークとは何か』, 川島書店, 1989, pp80. 1-5
- 29) 村本詔司「心理臨床の専門家養成における法と倫理—職業倫理教育の観点から—」『神戸大学紀要』(59)1号, 2008, pp6-9
- 30) サラ・バンクス, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』, 法律文化社, 2016, pp106. 20-21
- 31) 本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジリツ—自立・自律

- ・而立したワーカーを目指すソーシャルワーク実践ー』生活書院，2016，pp50.10-13
- 3 2) 本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジリツー自立・自律・而立したワーカーを目指すソーシャルワーク実践ー』生活書院，2016，pp56.13-15
- 3 3) C.S. レヴィイ，小松源助訳『ソーシャルワーク倫理の指針』，勁草書房，1994, pp. 73
- 3 4) 南彩子「専門職としてのソーシャルワーク再考～ソーシャルワーク倫理に基づく意思決定とそのプロセスについて～」『天理大学 社会福祉学研究室紀要』第 16 号，pp3
- 3 5) 東照己「倫理上のディレンマのソーシャルワーカーに与える影響ー地域活動支援センターの精神保健福祉士に着目してー」『ソーシャルワーカー』，2012，(12)，pp27-35
- 3 6) 小川幸裕「社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」『北海道地域福祉研究』(16)，2011，pp24-29
- 3 7) 石黒慶太 高橋眞琴 津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」『神戸大学大学院研究科 研究紀要』第 10 卷 第 1 号,2016，p106-112
- 3 8) 社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修委員会『独立型社会福祉士による地域ソーシャルワークの展開～地域の新しい相談拠点を目指して～』社団法人日本社会福祉士会 2005 年 3 月
- 3 9) 高良麻子『独立型社会福祉士ー排除された人びとへの支援を目指してー』ミネルヴァ書房，2014，pp47 11 pp48 13
- 4 0) F.G.Reamer, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規，2001, pp. 102-108
- 4 1) F.Loewenberg & R.Dolgoff. 『Ethical decisions for social work practice(9th Ed.)』，Itasca, Illinois:F. E. Peacock Publishers,2012，pp72-74

4 2)質的研究入門「人間の科学」のための方法論 / ウヴェ・フリック著 ; 小田博志 [ほか] 訳、春秋社 , 2002, pp491 19-21

< 参考文献 >

- ・赤林朗 児玉聡 編『入門・倫理学』勁草書房, 2018, pp37-38
- ・秋山智久 井岡勉 岡本民夫 黒木保博『社会福祉の思想・理論と今日的課題』, 筒井書房, 2004
- ・東照己「倫理上のジレンマのソーシャルワーカーに与える影響ー地域活動支援センターの精神保健福祉士に着目してー」『ソーシャルワーカー』, 2012, (12)
- ・浅川達人『ひとりで学べる社会統計学』ミネルヴァ書房、2012年。
- ・安藤明之著『社会調査・アンケート調査とデータ解析』日本評論社、2013年。
- ・池田貴之「新潟市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワークの実践と今後の課題」『コミュニティソーシャルワーク』(13), 2014年、51-57。
- ・池本賢一「コミュニティソーシャルワークにおける個別課題の普遍化を促す場の構築の課題に関する研究」『コミュニティソーシャルワーク』(25) 2019年、61-68。
- ・石黒慶太 高橋眞琴 津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ」『神戸大学大学院研究科 研究紀要』第10巻 第1号, 2016, p106-112
- ・石田道彦「社会福祉事業における第三者評価の意義と課題」『季刊・社会保障研究』35, [3] 1999年、285-294項
- ・板橋登美「アメリカにおけるソーシャルワークの有料制度と個人営業の展開」『東北福祉大学研究紀要』第18巻、1993年、111-124項。
- ・岩田正美 小林良二 中谷陽明 稲葉昭英編『社会福祉研究法～現実世界に迫る14レッスン』有斐閣アルマ 2011年。
- ・岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能ー個と地域の一体的支援の展開に向けて」『ソーシャルワーク研究』37-1, 4-19
- ・内田治著『すぐわかるSPSSによるアンケート調査の多変量解析』東京図書株式会社、2003年
- ・浦上昌則 脇田貴文著『心理学・社会科学研究のための調査系論文の読み方』東京図書、2009年。
- ・大木秀一著『看護研究・看護実践の質を高める 文献レビューのきほん』医歯薬出版、2016年。

- ・大阪府社会福祉審議会答申『これからの地域福祉のあり方とその推進方策について』2002年。
- ・大橋謙策「地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク機能」『コミュニティソーシャルワーク』(17)，2017年、5-20。
- ・大橋謙策 田中英樹 宮城孝『コミュニティソーシャルワークの理論』特定非営利法人日本地域福祉研究所、2005年。
- ・岡本民夫・平塚良子編著『ソーシャルワークの技能—その概念と実践』ミネルヴァ書房 2004年。
- ・岡本宣雄「高齢者が生活上経験するスピリチュアルなテーマに関する研究—生きる意味に焦点をあてた質的研究—」『川崎医療福祉学会誌』(25-1)，2015，pp37—47
- ・小川幸裕「「現場」での「ジレンマ体験」を通じた社会福祉士のアイデンティティプロセス」『北海道地域福祉研究』(11)，2007年、1-9。
- ・小川幸裕「社会福祉士の独立過程におけるジレンマ経験に関する質的研究」『北海道地域福祉研究』(16)，2011，pp24-29
- ・小川幸裕「独立型社会福祉士の活動評価にみる活動領域の概念化の検討」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』(16)，2016，pp17
- ・小塩真司 西口利文編『質問紙調査の手順』ナカニシヤ出版 2012年
- ・小沼聖治「ソーシャルワーク実践における倫理的ジレンマを専門職としての成長へつなげるために—初心者 PSW に着目して—」『聖学院大学研究所』(28) 2018年、47-51。
- ・加藤昭宏 有間裕季 松宮朝「地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーカーの実践」『人間発達学研究』(6)，2015年、13-26。
- ・加藤昭宏「コミュニティソーシャルワーカーによる制度の狭間支援の可能性について」『人間発達研究』(8)，2017年、37-49。
- ・加藤千恵子他著『SPSSでやさしく学ぶアンケート処理』東京図書株式会社、2004年。
- ・加茂陽編『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社、2006年。

- ・加茂陽 中谷隆編『ヒューマンサービス調査法を学ぶ人のために』世界思想社、2008年。
- ・株式会社野村総合研究所『コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）調査研究事業 平成24年度報告書』平成25年3月。
- ・川向雅弘 中谷高久「浜松市におけるコミュニティソーシャルワーク事業の展開と課題」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』（14）、2016年、11-26。
- ・川村隆彦『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』、中央法規、2002
- ・川村隆彦「ソーシャルワーク実践の価値と倫理(3)現場での倫理的ジレンマの課題と対応」『ソーシャルワーク研究』42(3)、2016年、200-205
- ・川喜田二郎『続発想法—K J法の展開と応用』中公新書、1978年
- ・川向雅弘「「狭間」に取り組むソーシャルワーカーの「越境」の課題—地域を基盤とするソーシャルワークに求められる連携・協働とは—」『ソーシャルワーク実践研究』（5）、2017年、11-24。
- ・木戸宣子「地域を基盤としたソーシャルワークにおける予防的枠組みの構築」『日本社会事業大学研究紀要』（62）、2015年、5-15。
- ・木下武徳「アメリカにおけるソーシャルワーク個人開業の検証—プライベートセッションと個人責任の観点から」『評論・社会科学』66号、同志社大学人文学会、2001年。
- ・木下康仁著『M-GTA グラウンテッド・セオリー・アプローチ 質的実証研究の再生』弘文堂、2005年。
- ・木下康仁編著『M-GTA 分野別実践編 グラウンテッド・セオリー・アプローチ』弘文堂、2008年。
- ・金貞任『高齢社会と家族介護の変容』法政大学出版局 2003年。
- ・金貞任 新開省二 熊谷修 藤原佳典 吉田祐子 天野秀紀 鈴木隆雄「地域中高年者の社会参加の現状とその関連要因—埼玉県鳩山町の調査から—」『日本公衛誌』（51）5号、平成16年、322-334。
- ・金蘭姫「地域福祉政策におけるコミュニティソーシャルワーカーの役割についての

- 一考察：事例を通して」『沖縄大学人文学部紀要』(19)，2017年、67-80。
- ・グレッグ美鈴 麻原きよみ 横山美江編著『質的研究の進め方・まとめ方 第2版～量的研究のエキスパートを目指して～』医歯薬出版株式会社、2016年。
 - ・京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣出版、1997年。
 - ・京極高宣監修『福祉専門職の展望』全国社会福祉協議会、1987年。
 - ・京極高宣著『新版 日本の福祉士制度』中央法規出版、2004年。
 - ・京極高宣監修『福祉の論点』中央法規出版、2001年。
 - ・京極高宣著『京極高宣著作集第2巻専門職・専門教育』中央法規出版、2002年。
 - ・厚生労働省監修『厚生労働白書15年版』ぎょうせい、2003年。
 - ・厚生労働省監修『厚生労働白書16年版』ぎょうせい、2004年。
 - ・厚生労働省監修『厚生労働白書17年版』ぎょうせい、2005年。
 - ・高良麻子「福祉政策にもとづく制度から排除された人々への有効な支援の検討ー独立型社会福祉士の実践を通して」『東京学芸大学紀要人文社会科学系』Ⅱ.63，2012年，324
 - ・高良麻子『独立型社会福祉士ー排除された人々への支援を目指してー』，ミネルヴァ書房，2014，pp36.7-pp37.9
 - ・小榮住まゆ子「独立型社会福祉士の研修プログラム開発に関する研究ー独立型社会福祉士へのインタビュー調査を踏まえてー」『人間関係学研究』(14)，2016年、79-90。
 - ・小坂国継『倫理学概説』ミネルヴァ書房，2015。
 - ・小山聡子「ソーシャルワークにおける「資格」と「機能」の両立とジレンマーソーシャルワーク教育の「場」からの考察ー」『社会福祉研究』(138)，2020年、11-24。
 - ・五百木孝行「地域社会における独立型社会福祉士の存立基盤の可能性と創造ー地域福祉の新しい担い手・連携・協働を目指してー」『法学研究』(12)，2010年、103-133。

- ・ 戈木クレイグヒル滋子著『グラウンデッド・セオリー・アプローチ 理論を生み出すまで』新曜社、2008年。
- ・ 戈木クレイグヒル滋子著『グラウンデッド・セオリー・アプローチ改訂版 理論を生み出すまで』新曜社、2017年。
- ・ 公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター『社会福祉士生涯研修手帳』2015年。
- ・ 酒井麻衣子『SPSS 完全活用法 データの視覚化とレポートの作成』東京図書株式会社、2004年。
- ・ 酒井麻衣子『SPSS 完全活用法 データの入力と加工』東京図書株式会社、2004年。
- ・ 坂田周一「社会福祉サービスの有料化と社会福祉概念の変容」『立教大学コミュニティー福祉学部紀要』、2002年、133-148項。
- ・ 坂田周一『社会福祉リサーチ』有斐閣アルマ、2003年。
- ・ 佐藤郁哉『質的データ分析法』新曜社、2013年。
- ・ 佐藤郁哉『質的データ分析入門』新曜社、2010年。
- ・ 佐藤雅昭編著『改訂版 流れがわかる学会発表・論文作成』メディカルレビュー社2015年。
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会『平成30年度市町村社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018』2018年。
- ・ 社会福祉の動向編集委員会『社会福祉の動向2004』中央法規出版、2004年。
- ・ 社団法人日本社会福祉士会編『社会福祉士のしごと改訂版』中央法規出版、2001年。
- ・ 社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修委員会『平成15年度独立行政法人福祉医療機構助成事業 独立型社会福祉士の活動基盤に関する調査研究及び研修プログラムの開発・試行事業 事業報告書』社団法人日本社会福祉士会 2004年3月。
- ・ 社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社

会福祉士研修委員会『第3回独立型社会福祉士全国研究集会 地域包括ケアと独立型社会福祉士の可能性～地域における新しい相談拠点として～』社団法人日本社会福祉士会 2005年2月。

・社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修委員会『独立型社会福祉士による地域ソーシャルワークの展開～地域の新しい相談拠点を目指して～』社団法人日本社会福祉士会 2005年3月。

・社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修委員会『独立型社会福祉士の活動基盤・実践力強化事業報告書』社団法人日本社会福祉士会 2005年4月。

・社団法人日本社会福祉士会編『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』, 中央法規出版, 2009

・社団法人日本社会福祉士会編集『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規出版、2014年。

・社団法人日本社会福祉士養成校協会『「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術(相談援助)関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」2008年度事業報告書』, 2009

・社団法人全国老人保健施設協会編『介護白書 平成16年版』ぎょうせい、2005年。

・新版・社会福祉学習双書編集委員会『新版・社会福祉学習双書2004第1巻社会福祉概論』全国社会福祉協議会、2004年。

・新版・社会福祉学習双書編集委員会『新版・社会福祉学習双書2004第8巻社会福祉援助技術論』全国社会福祉協議会、2004年。

・高野八千代「米国開業ソーシャルワーカーの実践について」『社会福祉士』10号、社団法人社会福祉士会、2002年、74-82項。

・全国社会福祉協議会『社会福祉協議会活動実態調査等報告書』2018年。

・高山直樹 「ソーシャルワークと権利擁護」『ソーシャルワーク研究』25, [2] 1999年、18-25項

- ・ 武居敏「福祉人材の課題」『月間福祉』2005年．[6]、14項
- ・ 武田丈著『ソーシャルワーカーのためのリサーチ・ワークブック』ミネルヴァ書房2004年。
- ・ 高橋恭子「ソーシャルワーク実践における倫理的ディレンマについて－1980年から現在までの欧米の研究動向を概観して－」『人間福祉研究』，2002。
- ・ 東京都社会福祉士会 社会福祉士事務所実践研究委員会「社会福祉士事務所事業報告書」1997年。
- ・ 東京都社会福祉士会 社会福祉士事務所実践研究委員会「社会福祉士事務所実践研究事業報告書」1998年。
- ・ 内藤統也監修 秋川卓也著『文系のためのSPSS超入門』プレデラス出版、2010年。
- ・ 中島健一「福祉人材の今日的課題と福祉専門職に求められる資質」『月間福祉』2005年．[6]、15-16項。
- ・ 中島恒雄著『二十一世紀の大学教育改革』ミネルヴァ書房、2007年。
- ・ 中島恒雄著『新・社会福祉要説－社会福祉士・精神保健福祉士・認定心理士を目指す人のための専門科目・関連科目学習ガイド』ミネルヴァ書房、2018年。
- ・ 中島恒雄著『保育児童福祉要説－保育士・幼稚園教諭・児童指導員・児童福祉司・児童厚生員などをめざす人のための専門科目・関連科目学習参考例』中央法規出版、2017年。
- ・ 中島恒雄著「福祉の仕事がわかる本－どんな仕事がありどんな資格が必要か」日本実業出版社、2004年。
- ・ 中島恒雄著『社会福祉士・介護福祉士になる法－資格取得の方法から仕事の内容まで』日本実業出版、2004年。
- ・ 中谷陽明「契約による利用制度の下でのソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』25，[2]、1999年、91－97項
- ・ 中村優一監修『ソーシャルワーク倫理ハンドブック』中央法規出版、2007年。
- ・ 仲村優一・一番ヶ瀬康子編集委員会代表『世界の社会福祉アメリカ カナダ』旬

報社、2000年。

・仲村優一・秋山智久編著『福祉のマンパワー』中央法規出版、1988年。

・新村出記念財団『広辞苑（第六版）』岩波書店、2007

・新田孝彦「世界市民としての専門学校職業人：専門職倫理の綱領的理念」『応用倫理』(1)，2000

・日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』丸善出版，2014，pp178

・日本社会福祉士会編『社会福祉士のしごと』中央法規、2005年。

・日本社会福祉士養成協会監修『社会福祉士のための基礎知識Ⅰ』中央法規出版、2003年。

・野口真貴子 高橋紀子 藤田和佳子 安積陽子 高室典子「札幌市産後ケア事業を利用した女性の認識」『日本助産学会誌』(32-2)，2011

・狭間香代子「ソーシャルワークの専門性と専門的知識」『ソーシャルワーク研究』24，〔4〕1999年、4-8項

・橋本有里子「福祉専門職及び職場の倫理意識に伴う実践と組織コミットメントとの関係性に関する研究-倫理類型及び倫理的ジレンマをふまえて-」総合福祉課題研究，2017

・林和歌子「社会福祉士養成における倫理教育の現状と課題」『城西国際大学紀要』第25巻，2015，pp31-43

・菱沼幹男「コミュニティソーシャルワークを展開するスキルと専門職養成」『文京学院大学人間福祉学部研究紀要』(10-1)，2018年，pp83-98。

・平山尚 平山佳須美 黒木保博 宮岡京子共著『社会福祉実線の新潮流』ミネルヴァ書房、2003年。

・平山尚 武田丈 藤井美和『ソーシャルワーク実践の評価方法』中央法規出版、2002年。

・平山尚 武田丈 藤井美和『ソーシャルワーカーのための社会福祉調査法』中央法規出版、2002年。

・広瀬美千代 杉山京 竹本与志人「認知症が疑われる高齢者の鑑別診断に向けた受信

援助の実践を規定する要因—地域包括支援センター職員に対するインタビュー調査から— 『社会福祉学』 (59-3), 2018, pp69-82

・福祉士養成講座編集委員会編集『新版社会福祉士養成講座 1 社会福祉原論第 3 版』中央法規出版、2005 年。

・福祉士養成講座編集委員会編集『新版社会福祉士養成講座 2 老人福祉論第 3 版』中央法規出版、2005 年。

・福祉士養成講座編集委員会編集『新版社会福祉士養成講座 3 障害者福祉論第 3 版』中央法規出版、2005 年。

・福祉士養成講座編集委員会編集『新版社会福祉士養成講座 8 社会福祉援助技術総論第 2 版』中央法規出版、2003 年。

・富士総合研究所編『介護保険制度のすべて』じほう、2001 年。

・洪金子「グループワークが自我の成長に及ぼす影響」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』第 10 号、2004 年。

・洪金子「高齢者扶養から見られる韓国の福祉文化」『福祉文化研究』第 13 巻、2004 年

・洪金子他「ギャンブル依存の問題と生活への影響」『アディクションと家族』第 21 巻 3 号、2004 年。

・本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジレンマ—6 人の社会福祉士の実践から—』, 筒井書房, 2009

・本多勇・木下大正・後藤広史ほか『ソーシャルワーカーのジリツ—自立・自律・而立したワーカーを目指すソーシャルワーク実践—』, 筒井書房, 2015

・本多勇「社会福祉の現場における倫理的ジレンマをどう乗り越えるのか」『社会福祉研究』(127), 2016 年。

・松崎倫子「権利擁護実践におけるソーシャルワーカーのジレンマ」『福祉研究』(101), 2010 年、65-79。

・儘田徹著『はじめて学ぶ社会調査』慶応義塾大学出版会、2012 年。

・宮本義信著『アメリカの対人援助専門職—ソーシャルワーカーと関連職種の日米

比較一』ミネルヴァ書房、2004年。

・宮本義信著 「家族実践における家族中心ソーシャルワークの有効性」『社会福祉学』第38巻2号、日本社会福祉学会、1997年。

・三浦文夫・竹内孝仁著『介護サービスの基礎知識』自由国民社、2003年。

・南彩子「専門職としてのソーシャルワーク再考～ソーシャルワーク倫理に基づく意思決定とそのプロセスについて～」『天理大学 社会福祉学研究室紀要』第16号。

・宮嶋淳「ソーシャルワークの倫理－原則と基準－を特定するための試行～「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」を中心に～」『社会学評論』(4)2004年18-31

・村本詔司「心理臨床の専門家養成における法と倫理～職業倫理教育の観点から～」『神戸大学紀要』(59)1号、2008.

・室淳子他著『SPSSでやさしく学ぶ統計解析第2版』東京図書株式会社、2004年。

・室淳子他著『SPSSでやさしく学ぶ多変量解析第2版』東京図書株式会社、2003年。

・矢原孝行著『介護福祉研究入門』保育社、2010年。

・山崎久美子 津田彰 鳥井哲志 編著『保健医療・福祉領域で働く心理職のための法律と倫理』ナカニシヤ出版

・山手茂「「サービスの質の向上」と「人材の育成・確保」」『ソーシャルワーク研究』25、〔2〕、1999年、112-119項

・米川和雄『ソーシャルワーカーのための社会調査の基礎』北大路書房、2013年。

・アーネスト・グリーンウッド「専門職の属性」, ポール・E・ワインバーガー編／小松源助監訳『現代アメリカの社会福祉論』ミネルヴァ書房、1978年,p335-350

・ウヴェ・フリック著 小田博志監訳『質的研究入門<人間の科学のための方法論』春秋社、2012年。

・サラ・バンクス, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社、2016

- ・ブトゥリム／川田誉音 訳『ソーシャルワークとは何か』川島書店，1989，pp80.1-5
- ・マーガレット・ジベルマン 邦訳 仲村優一 日本ソーシャルワーカー協会国際委員会 「ソーシャルワーカーの役割と機能—アメリカのソーシャルワーカーの現状—」 日本ソーシャルワーカー協会 1999年 p5-59
- ・マーゴリン／中野伸俊 上野野加代子 足立佳美 訳『ソーシャルワークの社会的構築』明石書店，2003
- ・C. S. レヴィ，小松源助訳『ソーシャルワーク倫理の指針』勁草書房，1994
- ・F. G. Reamer, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規，2002
- ・Judith Garrard, 安部陽子訳『看護研究のための文献レビュー—マトリックス方式』医学書院，2013.
- ・S・ヴォーン他著 井上理監訳『グループインタビューの技法』慶応技術大学出版会、2012年。
- ・Brown, P. M Social workers in private practice: what are they really doing? Clinical Socialwork journal, 18(4), 56-71. 1990.
- ・Brown, P. M., & Barker, R. L. (in press). Confronting the “threat” of private practice. Journal of Social Work Education.
- ・Diane Rullo-Cooney, ” Private Practice and Eclectic Social Worker” , in Linda May Grobman(ed.), Days in the Lives of Social Workers, White Hat Communications, 1999, p. 188.
- ・Etzioni, A. (Ed), (1969). The semi-professions and their organizations, New York: The Free Press.
- ・F. Loewenberg & R. Dolgoff. 『Ethical decisions for social work practice』, Itasca, Illinois: F. E. Peacock Publishers, 1982
- ・F. Loewenberg & R. Dolgoff. 『Ethical decisions for social work practice(9th Ed.)』, Itasca, Illinois: F. E. Peacock Publishers, 2012
- ・Frederic G. Reamer 『ethics education in social work』, Council on Social

Work Education, Inc, 2001

- Frederic G. Reamer 『Ethical deDilemma in social Service (2th Ed.)』 , Columbia University Press, 1999
- Godon Hamilton; Theory and Practice of Social Casework 1951, p. 303) 。
- Greenwood, E. (1957). Attributes of a profession. Social Work. 2:44-55
- G. Millerson, The Qualifying Association, Routeledge and Kegan Paul, 1964
- Karger, H. J. (1989) Private practice: The fast track to the shingle . Social Work, 34 566-567
- Merle, S. (1962). Some arguments against private practice. Social Work, 7, 12-17.
- Margaret Gibelman and Phillip H. Schervish, WhoWeAre: a Second Look, TheNASW Press, 1996, pp. 172-180.
- Mary Richmond; What is Social Casework?. 1992, p. 221 邦訳 杉本一義 “人間の発見と形成” p. 206.)
- Michael Cohen: Some Characteristics of Social Workers in Private Practice, in Social Work, April 1966, p69-77
- Nancy K. Neale: “Private Practice” in Handbook of Clinical Social Work, 1983, p. 1039.
- Phillip R. Popple, ” Social Work Profession: History” , in Encyclopedia of Social Work 19th, The NASW Press, 1995, p. 2291.
- Robert L. Barker : ” Private Practice” in The Social Work Dictionary 5th , 2003 The NASW Press p 82 p 377
- Robert L. Barker : ” Private Practice” in Encyclopedia of Social Work 19th , The NASW Press , 1995 p 986 p 1905-1909
- Robert L. Barker 『Social Work in Private Practice』 Natl Assn of Social Workers Pr 1992.
- Robertson, Heber W. et. al. NASW Guidelines on the Private Practice of

Clinical Social Work. NASW Press. Washington, DC, 1991.

• Roth Fizedale; The Rising Demand for Private Casework Service in Social Welfare Forum 1961, p. 194-204

• Seiz, R, & Schwab, A. (1992). Value orientations of clinical social work practitioners. Crinical Social Work Journal, 20(3), 323-335

• Specht, H., & Courtney, M. (1994). Unfaithful angels: How social work has abandoned its mission. .New York: Free Press p4.

• William R. Burger and Merril Youkeles, Human Service in Contemporary America, Thomson Learning, 2004.

• 日本社会福祉士会 H P

<http://www.jacsw.or.jp/>

• 日本社会保険労務士会連合会 H P

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/>

• 日本弁護士連合会 H P

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/training.html>

• 厚生労働省 H P

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>

< 付録 1 質問紙調査 調査票 >

「地域を基盤としたソーシャルワークの実践において生じる倫理的ジレンマに関する実態調査票」

1 あなたご自身について質問します（当てはまる番号に○をつけてください）

問1 あなたの所属・職種名を教えてください。

1. 社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー） 2. 独立型社会福祉士事務所（独立型社会福祉士）
3. その他（ ）

問2 現在の職務（問1で選択した）の経験（通算）年数について教えてください。

1. 1年未満 2. 1年以上～3年未満 3. 3年以上～5年未満 4. 5年以上～10年未満
5. 10年以上～15年未満 6. 15年以上～20年未満 7. 20年以上

問3 あなたの性別について教えてください。

1. 男性 2. 女性

問4 あなたの年齢について教えてください。

1. 20歳以上～30歳未満 2. 30歳以上～40歳未満 3. 40歳以上～50歳未満
4. 50歳以上～60歳未満 5. 60歳以上～70歳未満 6. 70歳以上

問5 あなたの最終学歴について教えてください。

1. 大学院 2. 大学 3. 短大（高専含む） 4. 専門学校 5. 高校
6. その他（ ）

問6 あなたの専攻分野（問5で選択した）について教えてください。

1. 社会福祉学
2. 介護福祉学
3. 保育・児童学
4. 教育学
5. 心理学
6. 社会学
7. 政治学
8. 医学
10. 看護学
11. 法学
12. 経済学
13. 経営学
14. その他
()

問7 あなたの所持している資格について教えてください（複数回答可）。

1. 社会福祉士
2. 介護福祉士
3. 精神保健福祉士
4. 保育士
5. 介護支援
専門員
6. 理学療法士
7. 作業療法士
8. 臨床心理士
9. 看護師
10. 保健師
11. 弁護士
12. 司法書士
13. 行政書士
14. 社会保険労務士
15. その他
()

問8 あなたの職場の所在する地域について教えてください。

1. 北海道
2. 東北
3. 関東甲信越
4. 北陸
5. 中部
6. 近畿
7. 中国
8. 四国
9. 九州・沖縄

2 倫理的ジレンマについて

倫理的ジレンマとは、ソーシャルワーカーが専門職として尊重している義務や価値の間で生じる葛藤などのことを指すものとされています。本調査では、この倫理的ジレンマに関する体験の有無と日本社会福祉士会の社会福祉士の倫理綱領（価値と原則・倫理基準）の各項目に関するご自身の実践意識についての質問項目を設けております。

I. 次の項目において、ソーシャルワーカーとしてのご自身の価値と各実践レベ

ルでの対象との間でどの程度ジレンマを感じていらっしゃるかという点について質問します。次の中からあてはまる数字に○をお付けください。

1. 全く感じない 2. あまり感じない 3. どちらともいえない 4. 少し感じる 5. 強く感じる

問10 クライエントの価値と自身の価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問11 クライエントの家族の価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問12 クライエントの属する集団の価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問13 ソーシャルワーク専門職の価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問14 他専門職の価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問15 所属している機関や専門職団体等の価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問16 地域の人々の福祉サービスに対する価値との間で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問17 行政や関係機関の指導内容や規制のためジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問18 社会資源（資金や資源の不公平な配分・過不足等）の問題で、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問19 地域ソーシャルワークに関する知識の不足のため、ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
問20 地域ソーシャルワーク実践技術の不足のため、					

ジレンマを感じる。	1	2	3	4	5
-----------	---	---	---	---	---

Ⅱ 次の項目において、ご自身の日常の実践においてどの程度実践できていると
思っているかについて質問します。次の中からあてはまる数字に○をお
付けください。

1. 全然できていない 2. あまり実践できていない 3. どちらともいえない 4
かなり実践できている 5. 徹底して実践できている

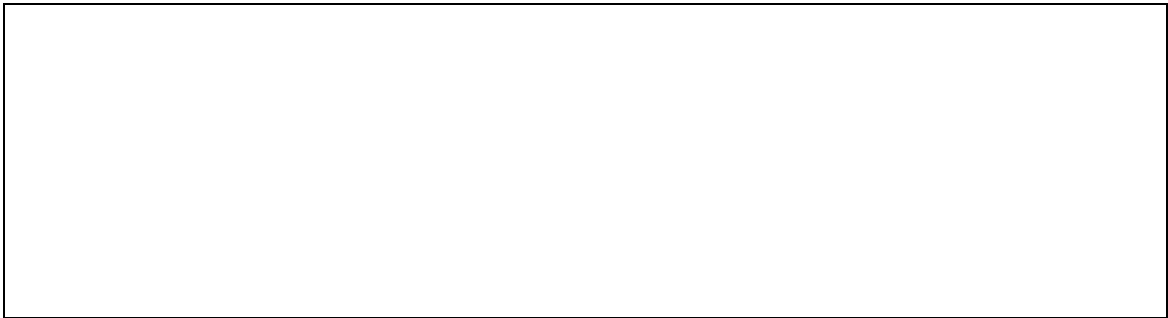
問2 1 すべての人間を、違いにかかわらずかけがえの ない存在として尊重する。	1	2	3	4	5
問2 2 差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊など の無い、社会正義の実現を目指す。	1	2	3	4	5
問2 3 人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する 。	1	2	3	4	5
問2 4 倫理綱領に対して常に誠実である。	1	2	3	4	5
問2 5 専門的力量を発揮し、その専門性を高める。	1	2	3	4	5
問2 6 利用者との専門的援助関係を最も大切にし、そ れを自己の利益のために利用しない。	1	2	3	4	5
問2 7 業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に 考える。	1	2	3	4	5
問2 8 自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがま まに受容する。	1	2	3	4	5
問2 9 利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい					

表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。	1	2	3	4	5
問30 利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。	1	2	3	4	5
問31 意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。	1	2	3	4	5
問32 利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。	1	2	3	4	5
問33 利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。	1	2	3	4	5
問34 利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。	1	2	3	4	5
問35 利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。	1	2	3	4	5
問36 利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。	1	2	3	4	5
問37 利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。	1	2	3	4	5
問38 実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。	1	2	3	4	5
問39 相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。	1	2	3	4	5
問40 実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。	1	2	3	4	5
問41 常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進					

する。	1	2	3	4	5
問42 人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。	1	2	3	4	5
問43 社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。	1	2	3	4	5
問44 人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。	1	2	3	4	5
問45 利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。	1	2	3	4	5
問46 立場を利用した信用失墜行為を行わない。	1	2	3	4	5
問47 他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。	1	2	3	4	5
問48 不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。	1	2	3	4	5
問49 最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。	1	2	3	4	5
問50 教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。	1	2	3	4	5
問51 すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。	1	2	3	4	5

3 倫理的ジレンマへの対処について

問52 ソーシャルワーカーとしての価値・倫理についてのあなたなりのお考えや倫理上のジレンマを克服するために今まで実行してきた具体的なエピソードについてご自由にご記載ください。。



以上で質問は終了となります。ご多忙のところ誠に有難うございました。

< 付録 2 質問紙調査 依頼票 >

平成27年4月17日

社会福祉協議会 会長殿
ご担当者様

研究調査へのご協力のお願い（確認）

謹啓 早春の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は「**地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマ^{※1}に関する研究**」に取り組んでおります。近年、地域に生じている福祉課題や住民のニーズはより多様化、複雑化している状況かと思われませんが、そうした中で実践に取り組むソーシャルワーカーには、これまで以上にそうした状況に柔軟に対応し、より一層問題解決に導いていくことが求められているかと思えます。しかし一方で、最前線でそうした解決の難しい困難な課題に取り組むソーシャルワーカーには、多くの葛藤やディレンマが生じているものと思われませんが、これまでそうした実態は十分に把握されているとは言えない状況にあります（※1 支援を行っていく中で生じる、異なる基準・原則・制度・指示・価値等の間で感じる葛藤など）。

そこでこの度の研究では、先進的にそうした**地域での実践に取り組む貴法人の実践者（コミュニティソーシャルワーカー等）**にその状況をお伺いすべく調査^{※2}を実施して参りたいと考えております。この研究調査によって、近年より多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応し、地域を基盤にした実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマの実態や構造、効果的解決への要素等を明らかにすることにより、今後の実践に少しでもお役に立てるものとして参りたいと考えております（※2 実態や構造に関する質問紙調査、効果的解決の要素に関するインタビュー調査（一部）実施を行い、その後学会発表や論文執筆等を予定しております。いずれも匿名性の

確保や目的外利用をしないこと等倫理指針に基づく配慮を徹底致したいと考えております)。

この度はまず、「配置の有無」及び「研究調査協力の有無」についてのご回答につきまして検討頂きたくご依頼申し上げます。

敬具

記

別紙「回答票」にて、貴会にて「コミュニティソーシャルワーカー等（地域福祉コーディネーター・地域での実践者含む）」を配置されているかどうか（配置の有無・人数等）、研究調査へご協力を頂けるかどうかにつきましてお答えいただき、ご多忙の折恐れ入りますが、FAXにて5月15日までにご返信をお願いできましたら幸いです。

東京福祉大学大学社会福祉学部社会福祉学科

准教授・社会福祉学修士・社会福祉士 水島正浩

（同大大学院社会福祉学研究科博士後期課程）

<連絡先> 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-23-5

東京福祉大学池袋キャンパス4号館403

TEL：03-3987-6241（研究室直通）

FAX：03-3987-6245（研究室直通）

FAX番号 03-3987-6245にてご返信いただけましたら幸いです
ます

平成27年4月17日

独立型社会福祉士 事務所長殿
ご担当者様

研究調査へのご協力をお願い（確認）

謹啓 早春の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は「**地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマ^{※1}に関する研究**」に取り組んでおります。近年、地域に生じている福祉課題や住民のニーズはより多様化、複雑化している状況かと思われませんが、そうした中で実践に取り組むソーシャルワーカーには、これまで以上にそうした状況に柔軟に対応しより一層問題解決に導いていくことが求められているかと思えます。しかし一方で、最前線でそうした解決の難しい困難な課題に取り組むソーシャルワーカーには、多くの葛藤やディレンマが生じているものと思われませんが、これまでそうした実態は十分に把握されているとは言えない状況にあります（※1 支援を行っていく中で生じる異なる基準・原則・制度・指示・価値等の中で感じる葛藤など）

そこでこの度の研究では、先進的にそうした**地域での実践に取り組む貴事務所の実践者（独立型社会福祉士）**にその状況をお伺いすべく調査^{※2}を実施して参りたいと考えております。この研究調査によって近年より多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応し、地域を基盤にした実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマの実態や構造、効果的解決への要素等を明らかにすることにより、今後の実践に少しでもお役に立てるものとして参りたいと考えております（※2 実態や構造に関する質問紙調査、効果的解決の要素に関するインタビュー調査（一部）実施を行い

その後学会発表や論文執筆等を予定しております。いずれも匿名性の確保や目的外利用をしないこと等倫理指針に基づく配慮を徹底致したいと考えております）。

この度はまず、今後の調査に向けまして、「研究調査協力の有無」等についてのご回答につきまして検討頂きたくご依頼申し上げます。

敬具

記

別紙「回答票」にて、研究調査へご協力を頂けますかどうか（ご協力いただけます場合実践者の人数・結果概要の送付希望）等につきましてお答えいただき、ご多忙の折恐れ入りますが、同封の封筒にて5月15日までに、ご返送をお願いできましたら幸いです。

東京福祉大学大学社会福祉学部社会福祉学科
准教授・社会福祉学修士・社会福祉士 水島正浩
(同大大学院社会福祉学研究科博士後期課程)

<連絡先> 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-23-5
東京福祉大学池袋キャンパス4号館403
TEL : 03-3987-6241 (研究室直通)
FAX : 03-3987-6245 (研究室直通)

FAX番号 03-3987-6245にてご返信いただけましたら幸いです
ます

回答票

1. 配置の有無につきまして

貴会にて該当されますところに○印及び人数等をご記載下さい。

①()コミュニティソーシャルワーカーを配置している。

①に○の場合にお聞きします。人数は何名でしょうか。()名(※)

②()地域福祉コーディネーター・地域での実践者(名称:)を配置している。

②に○の場合にお聞きします。人数は何名でしょうか。()名(※)

③()いずれも配置していない。

※調査にご協力いただけます場合には、調査票等を人数分ご用意させていただきたいと考えております。

2. 研究調査へのご協力の有無について

今後同研究テーマにて倫理上のディレンマの実態や構造、効果的解決の要素等に関する調査を予定しております(※)。そこで、コミュニティソーシャルワーカーある

いは地域福祉コーディネーターの皆様に調査にご協力をいただけますかどうか、お尋ね致します。またその場合、調査結果概要の送付を希望されるかどうかにつきまして
もご記載いただけましたら幸いです。

研究調査に ()協力できる ()協力できない

↓

協力できるに○をいただきました場合にお聞きします。

・調査結果概要についての送付を ()希望する ()希望しない

社会福祉協議会名

「

」

*今後調査票等の送付をする際の宛先につきまして担当部署（電話番号・担当者名）等が
ございます場合ご記載下さい。

「

」

平成28年4月吉日

社会福祉協議会

ご担当者様

研究へのご協力をお願い（御礼およびご依頼）

謹啓 春暖の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、私の取り組ませていただいております「地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマに関する研究」へのご協力に關しまして、改めまして御礼を申し上げます。

この度大変遅くなり恐縮ではございますが、貴会の実践者（コミュニティソーシャルワーカー）にその状況をお伺いすべく調査票をご用意させていただきました。この研究・調査によって、近年より多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応し、地域を基盤にした実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマやその解決過程の実態を明らかにすることになり、今後の実践に少しでもお役に立て得るものとなると考えております。

つきましては、下記の内容について、調査票を研究協力につきましてご頂きたくご依頼申し上げます。

敬具

記

1. 貴会にて地域での実践者（コミュニティソーシャルワーカー）に「回答者用依頼文書」「アンケート調査票」「返信用封筒」の配布をお願いいたします。
2. 調査方法は、無記名自記式アンケート調査です。

3. 調査票は研究協力者毎に郵送にて回収いたします。調査票の回収をもって研究への同意が得られたと判断させていただきます。返送は、同封の封筒にて 月 日までにお願ひできますようご依頼賜りましたら幸ひでございます。

4. 研究協力は研究協力者の自由意思により決定し、拒否できることを保障すること、研究協力を断ることによるご迷惑をおかけしないこと、プライバシーや個人情報の保護に十分配慮すること、研究協力によるご負担や不快への配慮をお約束致します。

5. 研究成果は、福祉系学会での発表や博士論文等で公表する予定です。その際には機関や個人が特定されることがないように十分配慮致します。ご希望があった場合のみ結果を郵送させていただきます（その際、今後インタビュー調査等の依頼があった場合依頼が可能かどうかの同意の有無も含ませていただいております）。

東京福祉大学社会福祉学部

准教授・社会福祉士 水島正浩

<連絡先>

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-14-2

東京福祉大学池袋キャンパス8号館別館824研究室

TEL : 03 - 3987-6241 (研究室直通)

平成28年4月吉日

独立型社会福祉士事務所長 殿

研究（アンケート調査）へのご協力のお願い（依頼）

謹啓 春暖の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は「地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマに関する研究」に取り組んでおります。

近年、地域に生じている福祉課題や住民のニーズはより多様化、複雑化している状況かと思われませんが、そうした中で実践に取り組むソーシャルワーカーには、これまで以上にそうした状況に柔軟に対応し、より一層問題解決に導いていくことが求められているかと思えます。しかし一方で、最前線でそうした解決の難しい困難な課題に取り組むソーシャルワーカーには、多くの葛藤やディレンマが生じているものと思われませんが、これまでそうした実態は十分に把握されているとは言えない状況にあります。

そこでこの度の研究では、先進的にそうした地域での実践に取り組む独立型社会福祉士の皆様にその状況をお伺いすべく調査票をご用意させていただきました。

この研究・調査によって、近年より多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応し地域を基盤にした実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマやその解決過程の実態を明らかにすることになり、今後の実践に少しでもお役に立て得るものとなると考えております。

つきましては、下記の内容について、調査票をご覧のうえ研究協力につきましてご検討頂きたくご依頼申し上げます。

敬具

記

<調査方法>

- ① ご協力いただけます場合は、「アンケート調査票」にご回答の上、返信用封筒に入れて郵便ポストにご投函ください。調査票の投函をもって研究にご同意くださったと判断させていただきます。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、返送は、同封の封筒にて 月 日までにお願いできましたら幸いです。

- ② 調査票は無記名であり、個人や所属機関が特定されるようなことは一切ございません。個人情報の保護には十分に留意させていただきます。

- ③ 本調査の結果は、福祉系学会での発表や博士論文として公表する予定です。その際も個人や施設が 特定されないようにします。ご希望がありました場合のみ、結果を郵送させていただきます（同封の「調査結果送付希望書」をご記載頂き、FAXにてご送付ください。その際、今後インタビュー調査等の依頼があった場合依頼が可能かどうかの同意の有無も含ませていただいております）

。

東京福祉大学社会福祉学部

准教授・社会福祉士 水島正浩

<連絡先>

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-14-2

東京福祉大学池袋キャンパス8号館別館824研究室

TEL：03-3987-6241（研究室直通）

アンケート調査ご回答者様

「地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマ」

に関するアンケート調査のご依頼

社会福祉協議会におかれまして、地域を基盤に実践に取り組まれていらっしゃる皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私は「地域を基盤に実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマに関する研究」に取り組んでおります。

近年、地域に生じている福祉課題や住民のニーズはより多様化、複雑化している状況かと思われませんが、そうした中で実践に取り組むソーシャルワーカーには、これまで以上にそうした状況に柔軟に対応し、より一層問題解決に導いていくことが求められているかと思えます。しかし一方で、最前線でそうした解決の難しい困難な課題に取り組むソーシャルワーカーには、多くの葛藤やディレンマが生じているものと思われませんが、これまでそうした実態は十分に把握されているとは言えない状況にあります。

そこでこの度の研究では、先進的にそうした地域での実践に取り組まれてきた皆様方（コミュニティワーカー）にその状況をお伺いすべく調査票をご用意させていただきました。

この研究・調査によって、近年より多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応し地域を基盤にした実践を行うソーシャルワーカーに生じる倫理上のディレンマやその解決過程の実態を明らかにすることになり、今後の実践に少しでもお役に立て得るものとなると考えております。

つきましては、以下の内容についてご確認の上調査票へのご回答を頂きたくご依頼申し上げます。

<調査方法>

- ① ご協力いただけます場合は、「アンケート調査票」にご回答の上、返信用封筒に入れて郵便ポストにご投函ください。調査票の投函をもって研究にご同意くださったと判断させていただきます。
お忙しいところ大変恐れ入りますが、返送は、同封の封筒にて3月20日までにお願いできましたら幸いです。
- ② 調査票は無記名であり、個人や所属機関が特定されるようなことは一切ございません。個人情報の保護には十分に留意させていただきます。
- ③ 本調査の結果は、福祉系学会での発表や博士論文として公表する予定です。その際も個人や施設が 特定されないようにします。ご希望がありました場合のみ結果を郵送させていただきます（同封の「調査結果送付希望書」をご記載頂き、FAXにてご送付ください。その際、今後インタビュー調査等の依頼があった場合依頼が可能かどうかの同意の有無も含ませていただいております）。

*調査に関するご質問等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

東京福祉大学社会福祉学部

准教授・社会福祉士 水島正浩

<連絡先>

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-14-2

東京福祉大学池袋キャンパス8号館別館824研究室

TEL：03-3987-6241（研究室直通）